

# 第49回 佐用町議会(定例)会議録 (第1日)

平成24年3月2日(金曜日)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文		
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
	天文台公園参事	安 本 泰 二		
欠 席 者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 施政方針について
- 日程第 4 . 発議第 1 号 佐用町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 5 . 議案第 3 号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 6 . 議案第 4 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての協議の件
- 日程第 7 . 議案第 5 号 西播磨地域消防広域化協議会の設置について
- 日程第 8 . 議案第 6 号 工事請負契約の変更について（基盤整備促進事業 ほ場整備工事 桑野地区第 2 工区）
  
- 日程第 9 . 議案第 7 号 町道路線の変更について
- 日程第 10 . 議案第 8 号 町道路線の認定について
- 日程第 11 . 議案第 9 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日程第 12 . 議案第 10 号 佐用町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 13 . 議案第 11 号 佐用町総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第 14 . 議案第 12 号 三日月木工加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 15 . 議案第 13 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 . 議案第 14 号 佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 . 議案第 15 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 . 議案第 16 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 . 議案第 17 号 佐用町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 . 議案第 18 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 . 議案第 19 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止する条例について
  
- 日程第 22 . 議案第 20 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 . 議案第 21 号 佐用町立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 . 議案第 22 号 佐用町上月歴史資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 . 議案第 23 号 佐用町集会所西山会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 . 議案第 24 号 さよう文化情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 . 議案第 25 号 佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例について
- 日程第 28 . 議案第 26 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 . 議案第 27 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30 . 議案第 28 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 . 議案第 29 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32 . 議案第 30 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33 . 議案第 31 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
  
- 日程第 34 . 議案第 32 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 35 . 議案第 33 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 36 . 議案第 34 号 佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 37 . 議案第 35 号 佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 38 . 議案第 36 号 佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

- 日程第 39 . 議案第 37 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 40 . 議案第 38 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 41 . 議案第 39 号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について
- 日程第 42 . 議案第 40 号 平成 2 3 年度佐用町一般会計補正予算案 ( 第 7 号 ) の提出について
- 日程第 43 . 議案第 41 号 平成 2 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出について
- 日程第 44 . 議案第 42 号 平成 2 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案 ( 第 2 号 ) の提出について
- 日程第 45 . 議案第 43 号 平成 2 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案 ( 第 4 号 ) の提出について
- 日程第 46 . 議案第 44 号 平成 2 3 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出について
- 日程第 47 . 議案第 45 号 平成 2 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出について
- 日程第 48 . 議案第 46 号 平成 2 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 ( 第 4 号 ) の提出について
- 日程第 49 . 議案第 47 号 平成 2 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案 ( 第 4 号 ) の提出について
- 日程第 50 . 議案第 48 号 平成 2 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出について
- 日程第 51 . 議案第 49 号 平成 2 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案 ( 第 2 号 ) の提出について
- 日程第 52 . 議案第 50 号 平成 2 3 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案 ( 第 1 号 ) の提出について
- 日程第 53 . 議案第 51 号 平成 2 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案 ( 第 1 号 ) の提出について
- 日程第 54 . 議案第 52 号 平成 2 3 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案 ( 第 2 号 ) の提出について
- 日程第 55 . 議案第 53 号 平成 2 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出について
- 日程第 56 . 議案第 54 号 平成 2 4 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 日程第 57 . 議案第 55 号 平成 2 4 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 58 . 議案第 56 号 平成 2 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
- 日程第 59 . 議案第 57 号 平成 2 4 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 60 . 議案第 58 号 平成 2 4 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 日程第 61 . 議案第 59 号 平成 2 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 62 . 議案第 60 号 平成 2 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 63 . 議案第 61 号 平成 2 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 64 . 議案第 62 号 平成 2 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 日程第 65 . 議案第 63 号 平成 2 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 日程第 66 . 議案第 64 号 平成 2 4 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 67 . 議案第 65 号 平成 2 4 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 68 . 議案第 66 号 平成 2 4 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について

日程第 69．議案第 67 号 平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について  
日程第 70．議案第 68 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について  
日程第 71．諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 72．同意第 2 号 石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 73．請願第 1 号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願  
日程第 74．予算特別委員会の設置及び委員定数について  
日程第 75．予算特別委員会委員長及び副委員長の選任について  
日程第 76．委員会付託について

---

午前 09 時 38 分 開会

議長（矢内作夫君） それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、第 49 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にご苦労さまでございます。

本定例会は、平成 24 年度当初予算を審議する最も重要な議会であります。提案されました諸議案につきましては、議員発議が 1 件、人事に関する案件が 2 件、条例に関する案件が 27 件、平成 24 年度各会計予算案が 15 件、平成 23 年度各会計補正予算案が 14 件、その他案件が 10 件で、計 70 件であります。

議案の内容につきましては、後刻、町長より詳細に説明があるというふうに思いますが、議会といたしましても、2 万人、町民の福祉増進の見地から、十分に審議を尽くし、町民の要望する施策等を、町政運営に力強く反映すべく、努力したいものと考えております。

会期におきましても、相当の日数を予定しております。議員各位の熱心なご審議によりまして、適切妥当な決議に到達しますよう念願するところであります。

また、今定例会を最後に、めでたく定年退職を迎えられる職員の方も多くいらっしゃいます。長きにわたり町政発展のためにご尽力いただきましたことを、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

最後の定例会であります。よろしく願いをいたします。

時は既に、早春とは申しますが、余寒なお去りがたいおりから、各位には、ご自愛を賜りまして、本定例議会の審議にご精励くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、町長、あいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。早朝からご苦労様です。

今日から、開会いただきました 3 月定例議会、24 年度に向けての予算案、また、23 年度の締めめの補正予算、また、その他、たくさんの議案を提案させていただいております。大変、非常にたくさんの案件でございますけれども、それぞれ慎重にご審議をいただきまして、適切妥当な結論に導いていただきますように、どうぞよろしく願い申します。

以上、ごあいさつとさせていただきます。

議長（矢内作夫君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 49 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

なお、黒田天文台公園長から、入院のため、今期定例会中は欠席届が提出され、安本参事の代理出席を認めておりますので報告をしておきます。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。12番、岡本安夫君。13番、石黒永剛君。以上の両君にお願いをいたします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間と決定をいたしました。

---

#### 日程第3．施政方針について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第3、施政方針に入ります。

町長から施政方針を受けます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、第49回佐用町議会定例会の開会にあたり、平成24年度に向けての、私の施政方針及び予算編成方針についての所信を述べさせていただきます。

新佐用町が発足して6年6ヶ月が経過をし、この間、新町まちづくり計画に基づき、町民の皆様、議員各位のご理解とご協力を得て、新町の安定と財政基盤の強化を図りながら、着実な行財政運営に努めて参ったところでございます。しかし、過疎化、少子化に歯止めがかからず、地域経済の低迷が続くなど地方自治を取り巻く社会状況は、年々厳しさを増しております。その中であって、町民誰もが、それぞれの地域において、安心して心豊かに暮らせる町を目指し、ひと まち 自然がきらめく共生の郷 佐用のまちづくりのため、町内13地域に地域づくり協議会を設立していただき、町民と行政の協働によるまちづくりを進めて参りました。

将来を担う子ども達の教育環境の整備、少子化対策の充実、高齢化が進む中での外出支援や介護予防の実施。医療・福祉・保健制度の充実。農林業の振興対策や生活道路の整備、情報通信基盤の整備や防犯対策の強化などにより、安心・安全のまちづくりにも取り組ん

で参りました。

しかしながら、平成 21 年 8 月 9 日、佐用町は、未曾有の大水害に見舞われ、多くの尊い人命を失い、町民の皆さんのたくさんの財産が失われ、農地、道路、橋、上下水道など生活を支えるインフラにも甚大な被害を受けるなど、物心共に大打撃を受け、町民の苦しみは、非常に大きく、将来の生活に不安を抱いておられる方もたくさんおられます。このような状況を踏まえて、1 日も早い復旧復興を目指して、災害からの教訓をしっかりと受け止め、防災に対する意識を、より高め、更に、災害に強い町をつくるために、特に兵庫県と連携や支援をいただきながら、住民の安全・安心な暮らしの確保を図るため、河川の大規模改修など治水、治水事業や地域防災マップづくりなど、復興と防災力の強化に取り組んで参りました。災害から、早 3 年目を迎え、復旧、復興事業も概ね順調に進み、町民の生活にも落ち着きが、少しずつ取り戻されてきた中、改めて、将来に向けた諸課題に全力で取り組まなければなりません。

特に、町将来にとって、最も重要な課題であります将来を担う人材の育成における小中学校と保育園の規模適正化に向けた取り組みにつきましては、より良い教育環境を実現するため、また、修学前教育の充実に力を入れた保育環境を実現するために、今年は、懇談会などで本格的な協議が始まります。子ども達の将来のために、保護者や地域の皆様のご理解をいただきながら、教育委員会と共に推進をしていきたいと考えております。

また、少しでも人口減少を食い止め、町の活性化を図るため、町保有土地の利用計画の研究や原発事故によって、いっきに大きな課題となりました再生可能エネルギーの研究などにも取り組んで参りたいと思っております。

また、今年度は、ゴミを減量化し、環境に配慮し、限りある資源をリサイクルする循環型社会を目指した、新しいごみ処理施設、にしまりま循環型社会拠点施設の稼働を控え、7 月から始まるごみの分別収集や町民への一番大きな情報伝達手段であります防災行政無線のデジタル化への移行、消防業務の広域化や町民のよりどころであり、行政サービスの中心施設であります役場庁舎の整備計画など、様々な事業や課題が山積をいたしております。

しかし、経済情勢の悪化に加え、東日本大震災の復旧・復興によって、国の財政がさらに厳しさを増すと危惧されますし、合併特例期間も残り少なくなり、町財政におきましても、さらに厳しい財政運営が予想されておりますが、今後とも行財政改革を一層進めながら、災害からの創造的復興とともに、少子高齢化や過疎化によって生じる諸課題を皆様とともに解決していき、将来とも持続する、町民だれもが安心して暮らし、町に誇りを持つまちづくりに取り組んで参りたいと思っております。

以上の施政方針に基づきまして、24 年度の佐用町当初予算案の編成を行ったところであります。

次に、その 24 年度当初予算案の概要を説明をさせていただきます。

予算額は、一般会計 130 億 8,492 万 6,000 円、特別会計、企業会計を合わせた総額で 213 億 5,831 万 2,000 円となります。

一般会計は、前年度比 4,848 万 8,000 円、0.4 パーセントの微増。特別会計も、前年度比 6,028 万円、0.8%の微増となっております。

一般会計は、平成 21 年台風第 9 号の災害復旧工事がほぼ終了し、災害復旧費が前年度比 98.5 パーセント減の 380 万円となったものの、災害時の情報伝達機能アップを図るため、防災行政無線デジタル整備費 8 億 7,000 万円余りを計上しているため、ほぼ昨年並みの予算規模となり、3 年連続で予算額が 130 億円を超えたところであります。

まず、災害復旧・復興関係予算でございますが、全会計で総額約 11 億 1,000 万円、内訳といたしまして、ハード事業約 10 億 7,000 万円、ソフト事業約 4,000 万円を計上いた

しております。

平成 22 年 7 月に、台風第 9 号災害検証委員会から防災力強化への提言が行われたことを受け、各支所にフェニックス防災システム端末の設置、発電機・テレビ・マットなど避難所用備品の充実、防災行政無線デジタル整備などの新規事業を盛り込んでおります。

現在の防災行政無線は、合併前の旧 4 町のアナログ式無線を暫定統合したもので、老朽化などによって災害時の情報伝達手段としての機能が十分とは言えませんが、今回デジタル方式で整備することによって、システムの統一や音声品質の向上はもちろん、親局と屋外拡声子局との通信ができるなどデジタル化のメリットを最大限に活用し、防災情報システムを強化をし、自治会集会所などの拠点施設には放送卓を設置をし、集落内の連絡にも利用をしてもらいます。孤立集落の通信手段の確保といたしましては、移動系無線装置や衛星携帯電話の配備も予定をいたしております。

また、佐用チャンネルをハイビジョン化をし、高画質な映像を L 字放送による文字情報などから、より精度の高い防災情報も提供できることができます。これにあわせて、その多くが 1 次避難所となる自治会集会所を光ファイバー網に接続し、ケーブルテレビなどからの情報の取得も支援をして参ります。

また、町の活性化と雇用対策を目指した、町保有地の活用計画を研究するため、企画費に測量調査委託料として、500 万円を計上。また、役場庁舎の整備計画の策定に向けた測量調査委託料に 100 万円を計上いたしております。

企業誘致等は、非常に厳しい、難しい社会状況にございますが、情報の収集と調査研究を行い、地域の方々とも、十分に、いろいろな協議を行いながら、土地利活用を目指して参りたいというふうに思っております。

次に、少子化・子育て対策では、子ども手当を 2 億 7,960 万円計上。子どもの医療費助成制度などにつきましては、入院・通院とも無料対象を小学 6 年生から中学 3 年生まで引き上げ、拡充することといたしております。

また、高齢者福祉の取り組みにつきましては、外出支援サービス事業の継続、町主催の敬老会の開催や長寿祝金の支給など敬老事業経費などを計上いたしております。

また、環境問題・節電対策への取り組みは、住宅用太陽光発電システム設置に対する助成制度を新設をし、町内業者の施工なら最大 20 万円の補助金を交付する予定でございます。

ごみの減量化と限りある資源をリサイクルするため、本年 7 月から家庭系ごみの分別を 2 種類から 17 種類に細分化して収集することといたしております。このため、集落ごとの回収ステーションの設置費助成など、関連予算で 7,849 万円を計上いたしております。

消防・防災関係では、西播磨 3 市 2 町の消防広域化を検討するための協議会を設置するとともに、広域消防救急無線デジタル化に向けた共同調査費を計上いたしております。

次に、歳入では、町税が 22 億 2,142 万 7,000 円で、前年度比 1.6 パーセント減の予算計上いたしております。年少扶養控除の廃止などにより個人町民税が 9.9 パーセント増の 6 億 3,309 万円となっておりますが、固定資産税は評価替えなどにより家屋分が減少、償却資産分についても新規設備投資が見込めないため減少し 6.6 パーセント減の 13 億 3,834 万 4,000 円の見込みでございます。

町債は、防災行政無線デジタル整備事業に 8 億 7,220 万円を充当するため、対前年度比 46 パーセント増の 19 億 9,925 万 9,000 円を見込んでおります。

平成 22 年度に創設をいたしました災害復興基金から 4,963 万 5,000 円を取り崩し、災害関連事業の荒廃溪流整備などに充てることといたしております。

一般財源の不足額は 1 億 6,100 万円となり、財政調整基金を取り崩して予算に繰り入れております。

今後町の財政は、一層厳しくなって参りますが、少子・高齢化対策や地域の活性化対策などに取り組む課題も非常に多く、そのためにも行財政改革のさらなる推進、新規町債発行の抑制や繰上償還等による町債残高の圧縮に努め、中長期的な視野での財政運営に努めながら、今、やるべきことは、しっかりと実行していかなければならないというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、24年度の予算編成にあたりましての施政方針と予算編成の概要とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で町長の施政方針は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しております。ご熟読のことと思しますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。よろしいね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

#### 日程第4．発議第1号 佐用町暴力団排除条例の制定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第4、発議第1号、佐用町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

発議第1号について、提出者の説明を求めます。12番、岡本安夫君。

〔12番 岡本安夫君 登壇〕

12番（岡本安夫君） 改めまして、おはようございます。冒頭からなんですけども。

それでは、発議第1号、佐用町暴力団排除条例の制定についての提案説明をいたします。

私達が営む、日常生活を脅かす暴力団や、その構成員の関係する犯罪や事件の報道は後を絶ちません。

彼らは、市民の日常生活や経済活動においても、知能的かつ巧妙に、時には暴力的に関与し、活動資金を求めております。その行為、行動は、青少年の健全な育成を阻害し、被害が平穏であるべき個人の日常生活に及んでいる事件報道を身近にする時、私達は恐怖であります。しかしながら、これを看過することはできません。これは、町民、誰もが等しく願う安心で安全なまちづくりの大きな障害でもあります。

彼らの、その行動を抑止するために、行政はもとより佐用町に住む住民誰もが暴力団を利用しない。利用されない。関与しないという強い個人個人の認識も必要であります。

本条例は、このことも理解を得られるように、明確に列記しております。

昨年10月には、全都道府県で暴力団排除条例が整いました。去る2月26日付けの神戸新聞には、暴力団排除条例で狭まる包囲網。山口組規制逃れ躍起という見出しの記事も出ておりました。

全国的にも末端自治体で条例制定の動きがあります。兵庫県下でも、この3月議会には、14の市で条例が提案されるようです。この条例案は、議員発議ですが、去る2月21日の全員協議会で説明したように、行政と調整し、すり合わせをし、共同で作成したのですが、本町では恒例になっている社会を明るくする佐用町町民の集いは、官と民が一体とな

った運動であり高く評価されております。

安心で安全な町民の生活は、全ての人の願いであります。その代弁者の議員各位の全会一致で可決いただきますようよろしくお願いいたします。提案説明といたします。

議長（矢内作夫君） はい、発議に対する提出者の説明が終わりました。  
本案につきましては、本日即決といたしたいと思えます。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 条例の詳細とか技術的なものではなくてね、提案者の基本的な点について伺っておきます。

暴力団を撲滅して、町民を守るというのは、これ当然のことで、行政としては努めなければならぬ内容だと思います。

それで、この提案された議員は、本町の暴力団の実情ですね、現状をどのように見ておられるのか、この点について伺っておきたいのですが、去年は、新聞沙汰になったのは、高校野球賭博事件、暴力団がらみのね、というのが本町で新聞沙汰になりました。

後、公共事業の関係では、いろんな噂が出ているということでありましたけれども、その実態としては、ようとして分かってないというふうに言われております。

まあ、そういう状況の中で、提案者は、本町の現状について思うところがありましたら、その基本的な考えを伺っておきたいと思えます。

議長（矢内作夫君） はい、12番、岡本君。

12番（岡本安夫君） 暴力団の本町に対する現状というのは、十分には認識しておりませんが、かつてですね、旧佐用町においては、住宅にですね、暴力団がまた貸しということで、入っていたということが、ずっと問題になっておったことがあります。

先ほど言われました、賭博事件についても、詳細を知り得ておりませんが、そういう事案があるということが、知らない内に起こっているということで、特にまあ、この条例についてはですね、そういうことの抑止、あるいは町民の認識という点で、提案したわけがあります。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君）　　ちょっとお伺いしたいんですけれども、非常にこの条例は、いいことが書いてあるので、反対するものではないんですけれども、この通告、町民の者が通告するとかね、事業者が通告して、万が一、何かこう、損害とか、体に障害を受けるようなことがあったら、どのように、その方たちを保護するのかというふうなことも、後でまあ、町長の方から、なんか、その時決めるとは書いてあるんですけれども、そういったことも何か、どっかにちょっと書いていただいた方が、ええんじゃないかと。

ただもう、そういうことに賛成、賛同して、暴力団排除せんかということで、ドンドンいくことは、それはそれでええんですけれども、必ず、また、そのへんに（聴取不能）、また負の分も出て来ると思うんでね、そのへんの配慮したようなことは、どのような格好で、教えていただけるのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

議長（矢内作夫君）　　提出者、分かりました。

〔岡本安君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、岡本君。

12番（岡本安夫君）　　あのちょっと、質問の趣旨が、ちょっと分かりにくい。

〔新田君「質問の趣旨はね」と呼ぶ〕

12番（岡本安夫君）　　ちょっと待ってください。

ちょっと繰り返しますけど、町民が何か、暴力団から何かこう、関与を受けた時に、それを通告した時に、きちんと保護できるかどうかと、そういうことなんですか。

〔新田君「そうそう。そうです」と呼ぶ〕

12番（岡本安夫君）　　これはまあ、町条例云々よりも、実は、最近のテレビのあれなんですけど、暴対法が改正されるそうなんです。国の方の法律が。そういうことで、例えば、昨年、いろんなこう、暴力団の要求を拒否した企業、会社あたりが、22件ぐらい、いわゆる襲われたというようなことがあったらしいです。九州を中心にあって、それで、その中には、1人、社長が死亡したとか、あるいは負傷者4人、それから、その内、解決したのが2件ということなので、国の方では、その暴対法を改正しまして、今まではその、いろんな不当な要求等があった時にはその、中止命令を出して、それで、またなお且つ、あった時に逮捕というような、そういうようなあれだったそうなんですけれども、それをもう、要求があったら、即もう、警察が動く。逮捕できるというような条例に改正されるそうなんです。

それから、事務所等を設置した時に、立退き、設置した時点で逮捕できるとか、そうふうに、国の方では、そういう動きもあって、1つはその、警察との信頼関係じゃないかと思えます。こういうある程度、町民に対してもこう、努力義務ではありますけれども責務を課すということ。それに対して、やっぱり応えた者には、十分こう、警察が応えてやると、そういう姿勢がないと、これは、今までと同じようにその、怖いから黙っておこうというような状態になると思えます。

各自治体が、こういうことをするという事は、逆に言うと、警察もしっかりと保護するということになるんじゃないかなと思っております。

町条例には、あれしてありませんけれども、国、あるいは県の方では、そういうようなことになっているんじゃないかなと思っております。

以上です。

議長（矢内作夫君） 新田君、よろしいか。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） あのね、町民としても、事業者にしても、やはり、身の安全ということが、これ第一だと思うんです。

確かに通報もたくさん出て来ると思いますし、非常にこれは、いいことなんですけれども、その人達、通告いいますか、通報する人達にね、その方達を、間違いない。ケアをするんだか、また、その人、逮捕されても、その人だけ逮捕しても、他の方からの、また、あれがあるかも分からないのでね、そういった人の保護ができるかどうかということです。そういうことができそうなんですか。そのへんのところも、ちょっとお伺いしたいんですけど。

議長（矢内作夫君） 同じようなこと。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

12番（岡本安夫君） 要するに、この条例によってですね、いろんな通告した人には、そういう保護ができるように警察にお願いできるということになっているんじゃないかなと思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） あのね、警察、佐用署でされるんか、県警でされるんか、それは、分からないんですけども、通報される人が、どこ、こう、警察が行ってね、ずっと番して保護するというようなことは、非常にこう難しいんじゃないんだろうかと思うんですけどね。

そういう、今から通告した者にちょっと、焼き入れたるかというような感じで、行く、それが分かればいいんですけども、それが分からないとき行ってもた時に、保護のしようがないというような状況に表れるんですけどね、そういったとこの、さっところ、対応できるというような状況はできるものですかね。こういう書類で。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

12 番（岡本安夫君） 非常にまあ、町民が、その通告したことによって、いろんな被害を受けられるんじゃないかというご心配からだと思います。

仮にですね、じゃあ、この条例がなかったとして。なかったとしてですね、じゃあ、なかったとしたら通報義務がないからいいじゃないかということになるんでしょうけども、これは完全な義務化ではないわけで、ちょっと微妙な言い方になってくる。そうすると、この条例の意味がなくなるんですけども、あろうが、なかろうが、不当な要求というのはあるはずなんです。もし、あれしよとすれば。やっぱりそれに対しては、本来はもう、警察がしっかり守って、十分に保護するというのが、本来の姿で、なかなか、細微にわたって、なかなか細かい配慮できないか分かりませんけれども、1つは、この条例の趣旨は、1つとしては、町民皆で、暴力団から、関与しないようにしようという、1つの趣旨であります。

この条例があろうが、なかろうが、暴力団というのは、提案理由でも申し上げたように、いろんな形で、巧みにこう、進入してくるといことなので、そういうことのご理解をしていただいて、よろしくをお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対の討論ありますか。次に、賛成討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、発議第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第1号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって発議第1号、佐用町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5・議案第3号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第5、議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

その内容につきましては、平成24年4月1日付けで、北播肢体不自由児機能回復訓練

施設事務組合わかあゆ園が、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園に、組合名称を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合組合規約の変更をするため、組合構成市町等の議会の議決をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案につきましても、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。  
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第3号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6．議案第4号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての協議の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第6、議案第4号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての協議の件を議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第4号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第17条関係において、市町の負担額は、人口割、高齢者人口割によって算定され、その根拠として、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づいておりますが、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人について、外国人登録原票が7月9日から住民基本台帳の中で登録されることとなり、外国人登録原票が廃止されるため、削除をいたします。

規約の変更については、県内全ての市町と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案につきましても、本日即決いたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 今の現状を、ちょっとお聞きしたいんですけども、この今、外国人登録原票に基づく外国人の数。

それから、後期高齢者の、その内の人数。それと、この法改正によって、対象者が、3月を超える中期滞留者とか、特別永住者が対象となりますけれども、この改正によって、本町における、この影響は、どんなものでしょうか。

議長（矢内作夫君） はい、住民課長、分かりますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） はい、お答えします。

現在、外国人の登録人数は、110人でございます。

その内、後期高齢者の該当されている資格者は、1人でございます。

今回の改正につきましては、外国人の在留状況が、一般的に把握できないと。それで、登録されても、不法で、転入、転出が、よく分からないことから、今回、住基、住基基本台帳に登録するというので、そういう形の把握がしやすいということが、1つの改正点でございます。

それで、住基につきましては、3カ月以上在留されると、住基の方に登録されますけれども、国保にいたしましても、後期高齢者にいたしましても、資格対象は1年以上となっております。まあ、このへん、若干ちょっと、期間の変更があるんですけども、そういう保険の関係では、長期、1年以上の方に資格を与えるという形になっております。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

5番（金谷英志君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第4号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第4号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての協議の件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7．議案第5号 西播磨地域消防広域化協議会の設置について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第7、議案第5号、西播磨地域消防広域化協議会の設置についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） ただ今、上程をいただきました議案第5号、西播磨地域消防広域化協議会の設置につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由についてでございますが、相生市・たつの市・宍粟市・揖保郡太子町及び当佐用町が共同して消防広域化の協議を行い、西播磨地域広域消防運営計画を作成するため、地方自治法第252条の2第1項及び消防組織法第34条第3項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、消防広域化協議会を設置しようとするものでございます。

設置にあたりましては、地方自治法第252条の2第3項の規定により、関係市町の議会の議決を経なければなりませんので、関係市町の同一歩調により提案するものでございます。

次に、添付をしております西播磨地域消防広域化協議会規約につきまして、主な点をご説明を申し上げます。

第1条に、協議会の設置の根拠と協議会の名称を規定をいたしております。

第2条では、協議会の担当事務、第3条では事務所の位置を規定をいたしております。

第4条は、協議会の組織を規定し、第5条に会長の選任方法を、第6条に協議会を構成する委員を定めております。特に、同条第1項第3号の学識経験を有する者については、各市町2名の選出を予定しているところでございます。

第7条には、会長のほか副会長及び監事を、第8条には顧問を置くことを規定をいたしております。

第9条から第11条で会長等の職務、会議の運営等について規定をし、第12条では、協議会に提案する必要な事項について協議又は調整を行う幹事会について規定をいたしております。

以下、事務局の設置、経費の支払方法、財務に関する事項、委員の報酬及び費用弁償等について、それぞれ規定をいたしております。

以上で、説明とさせていただきますが、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題といたしております議案第5号につきましては、3月16日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 8 . 議案第 6 号 工事請負契約の変更について（基盤整備促進事業 ほ場整備工事 桑野地区第 2 工区）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 8、議案第 6 号、工事請負契約の変更について、基盤整備促進事業、ほ場整備工事、桑野地区第 2 工区を議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をさせていただきました議案第 6 号、工事請負契約の変更についてのご説明を申し上げます。

平成 23 年 6 月議会で、契約の承認をいただきました、佐用町桑野、ほ場整備工事、桑野地区第 2 工区におきまして、庵川に沿って中央部に計画をしていました道路の位置を山裾へ変更したことによる道路工 101 メートル、用水路工 52 メートル及び排水路工 104 メートルの延長増、県の内示額により予算調整を行っていました獣害防護柵工 680 メートル及び、岩掘削 550 平米の追加による契約額の変更でございます。

契約金額 7,770 万円を 862 万 2,600 円増額し、契約金額 8,632 万 2,600 円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認賜りますように、よろしく願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております議案第 6 号につきましても、3 月 16 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 9 . 議案第 7 号 町道路線の変更について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 9、議案第 7 号、町道路線の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第7号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本議会におきまして、町道路線の変更案件3路線を上程をいたしております。

まず、整理番号10045番、頭様線は、千種川水系佐用川災害復旧助成事業に伴う大坪橋架替工事により、路線の起点及び経過地を変更し、延長を380.8メートルから375メートルにしようとするものでございます。

次に、整理番号10107番、山王住宅4号線は、千種川水系佐用川災害復旧助成事業に伴い移転先用地確保のため道路改良工事を行い、経過地及び終点を変更し、延長を26.12メートルから140メートルにしようとするものでございます。

次に、整理番号10448番、峠越線は、地元要望により道路改良工事を行い、経過地及び終点を変更し、延長を194.08メートルから290メートルにしようとするものでございます。

以上、3路線の町道路線の変更につきまして、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第7号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第7号は、会議規則第37条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第7号、町道路線の変更については、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第10．議案第8号 町道路線の認定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第10、議案第8号、町道路線の認定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第8号、町道路線の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本議会におきまして、町道路線の認定案件3路線を上程いたしております。

まず整理番号 10549 番、川原町上堤防支線は、千種川水系佐用川災害復旧助成事業に伴い移転先用地確保のため道路新設改良工事を行い、延長 24 メートルを新規路線として認定しようとするものであります。

次に、整理番号 10550 番、上工畑線は、地元要望により道路新設改良工事を行い、延長 87.50 メートルを新規路線として認定しようとするものでございます。

次に、整理番号 20584 番、笹ヶ丘上支線は、千種川水系佐用川災害復旧助成事業に伴う代替宅地造成により道路新設改良工事を行い、延長 95 メートルを新規路線として認定しようとするものであります。

以上、3 路線の町道路線の認定につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 8 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 8 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号、町道路線の変更については、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 11 . 議案第 9 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 11、議案第 9 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 9 号、平成 24 年度佐用町農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてのご説明申を申し上げます。

この賦課金については、毎会計年度、町が共済事業を行うのに必要とする事務費に充てる費用として、共済加入者に賦課金を賦課するものであります。その内訳は、賦課総額 372 万 3,994 円、賦課単価につきましては、前年と同率とさせていただき、各共済事業の共済金額に対する割合で、水稻共済割を 1000 分の 2.7、麦・家畜・畑作物共済割を 1000 分の 5、園芸施設共済割を 1000 分の 2 の割合に設定しようとするものでございます。

佐用町農業共済条例第 5 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げ提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましても、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 賦課総額等はですね、この単価の率に基づいて、24年度当初予算の関係から見れば、何ら問題ないんですが、ちょっとこれ、基本的な点で伺っておきたいんですが、この賦課単価の、水稻だったら1000分の2.7云々ですね。これは、ずっと固定されているんですが、今の町長の説明では、賦課単価は、前年度同率にさせていただいてということで、これは、そういった変更というのは、何かのことであり得るのかどうか。  
この、それとも、言っても、固定した状態でやられるのか。そのあたりは、どういう基準でやられますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） この賦課単価につきまして、賦課単価という表現をしておりますが、賦課の、先ほどおっしゃいました予算の関係見ていただきますと、県への賦課金がございます。納める分。こちらからの指示が、県からもございまして、これが変わりますと、当然、それに伴う賦課額が変わってくるということでございますので、賦課単価も変えていかざるを得んということになると思いますけれども、今の状況では、一定の水準を保っておるということです。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はいはい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ありませんか。それでは、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第9号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 9 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 12 . 議案第 10 号 佐用町過疎地域自立促進計画の変更について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 12、議案第 10 号、佐用町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 10 号、佐用町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の変更は、平成 22 年に策定をした佐用町過疎地域自立促進計画に乳幼児等医療の拡充事業、病院群輪番制病院運営事業及び生活交通確保対策事業を追加するものでございます。

これらの事業が、佐用町の将来を支える、主要で、極めて重要な事業であると判断したため、過疎債を有効活用することで、円滑かつ安定的な事業運営を図るための計画変更でございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております議案第 10 号につきましては、3 月 26 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 13 . 議案第 11 号 佐用町総合計画後期基本計画の策定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 13、議案第 11 号、佐用町総合計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 11 号、佐用町総合計画後期計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

佐用町総合計画は、平成 19 年 3 月に策定し、基本構想期間を平成 19 年度から平成 28

年度と定め、前期基本計画の期間を平成 19 年度から平成 23 年度と定めておりますので、これに続く後期 5 年間として、平成 24 年度から平成 28 年度までの後期基本計画を定めるものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げ提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております議案第 11 号につきましても、3 月 26 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

#### 日程第 14 . 議案第 12 号 三日月木工加工施設の指定管理者の指定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 14、議案第 12 号、三日月木工加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 12 号、三日月木工加工施設の指定管理者の指定につきまして提案の理由のご説明をいたします。

本施設の施設管理の指定の期間が、平成 24 年 3 月 31 日をもって終了するため、管理を引続き指定管理者に行わせるものでございます。

指定管理者の選定にあたっては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定による、公募によらない指定管理者の候補者の選定により行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき指定管理者として、佐用町三日月 535 番地、テノン合同会社代表社員、迎山直樹氏に引き続き施設管理を行わせたく考えております。

指定の期間は、他の指定管理施設の終期に合わせて平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 4 年間でございます。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17 番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君）　　今回、指定管理を継続するという事ですので、前回、平成19年に指定から今日まで、協定に基づく事業がどういうものであったのか。

また、その成果が、どのように出ているのか。

それから、現状はどうか。

それから、継続するにあたっての協定内容は、どのようになるのでしょうか。

それから、地域に対する貢献は、どのような状況なのか、そういうことを明確に示していただきたいと思います。

自治体の公の施設を指定管理という形で管理しているわけですが、住民の大切な財産ですから、そのチェックとして、議会に対して、その説明は、どのようにこれまでされて来たのか。資料としての提出もされて来ているのか。管理経営が、どのようになっているのか。そういうことも含めてお示しいただきたいんですが。

〔農林振興課長　拳手〕

議長（矢内作夫君）　　農林振興課長。

農林振興課長（茅原　武君）　　質問事項が多いので、的を得ないところは、また、ご質問をいただけたらと思いますが、基本的には、三日月の木工館を指定するという事でございます。今まで、平成19年度から22年度までの利用者の方、こういった方が、1,473名、ご利用いただいた、ご利用というんですか、見学を含めてです。いただいたというような報告をいただいております。

それですね、後、主な、地元等の活用の方法でございますが、これは小学生であるとかを対象にしまして、夏休みに木工教室等を開いております、30名なりの形。30名弱とか、年によって違いますが、そういった形での木工教室を開いております。そのことによって、子ども達が木に親しみ、また、木から作れるものを学んでいくといったことを取得しております。

もう一つは、地域に対しての貢献という話でございますが、実際、こういう施設を作りますと、地域木材を使った、そういった特産品を作ることができれば、一番望ましい姿ではないかと思いますが、現実には、そういった形にはなっておりません。

今現在、ここで作業されております迎山様、この方は、基本的には、特殊な木工を作られるということでございまして、受注生産のようなものでございます。

ですから、私どもが、通常手に入れるような椅子とか、そういったレベルのものではなく、もう少しレベルの高い物を作っておられます。そういったことでは、地元の材を使うということは、なかなか難しいというふうに、私は、思います。

ただ、こういった施設を使っておられます、それが、それなりの施設というんですか、持っていかれる所が、例えば、私もお聞きしましたところ、JRの、九州の方、走っておりますJRの展望車の、そういったお客様がお乗りになるような、特別な所の椅子にお使いになっておられるとかいうような受注をされておるといふふうに聞いております。

とりあえず、私の今の知りえる情報では、そこですけれども、議会の関係、もう一つありましたね。

議会に関しましては、私、まだ、変わったばっかしで、今までの経緯は、ちょっと分からないんですが、変わったばっかしというか、去年のこと分からないんですが、予算の中では、1万円の、月1万円ですね、これの、今年も挙げておりますが、利用料というような形でいただいて、12万円を入としていただいておるといふのが、議会に対しての報告事項といえば、報告事項であろうかと思っております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まあ、この関係は、議会では産業建設常任委員会が所管するものですけれども、審議していくものなんですけれども、そこに対しては、その、資料としてね、管理運営を任せている、この関係者、先ほど、特殊な、凄いレベルの高い物を作っておられるということなんですけれども、そういう、この施設を使って、作られている、その状況であるとか、そういうものに対して、単に、その利用料、12 万円の入金されているだけの報告でなく、その内容も含めてする必要があると、私、思うんですけれども、されてきていたら、私、常任委員会、所管でないの、ちょっと理解が不十分かもしれませんけれども、その点、お願いします。もう一度。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 収支につきましては、私どもの方へ提出をしていただいております。それぞれ、質の高い物と申しましたんですが、受注生産というようなことでございまして、非常にこう、利益率が高いかと言えば、なかなか、そういった利益率の高いものでは、実際は、年間通してされますと、ないということで、そういった大きな収入が挙がって来ておりまして、そこから、ドンドンと、町営施設を使っての利潤を上げられているという経営状況では、私はないと思っております。

後、提供しなさいということになりますと、収支の状況は、本人様のご意向だけ確認した上で、提供はできると思っておりますけれども、私的な部分があれば、これはちょっと、無理なところは、無理ということになりますけれども、他、出せるものであれば、私は、それはいいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この施設は、それぞれの旧町ですね、いろんな施設を建設してきて、実際に、なかなか、これを利用できない。管理が難しいという状況の中ですね、有効活用を図っていこうということが、1つの趣旨であります。

こういう、木工館ということになって、いろんな木工機械も入っておりますけれども、それだけでは、全部ができないということで、この迎山さんは、そういう木工を職業としてですね、この方が、地域の中で、そういう生産、地域の産業にも繋がっているということで、それに加えて、子ども達にも、その木工教室等も開いてですね、そういう経験もさせていただくと、していただく。そういう事業にも取り組んでいただくということで、それと、後、雇用ですね、若い人の、こういう技術者を養成をしていこうということで、自分と、そんなにたくさんの雇用はないんですけども、こういう木工に、非常にまあ、興味

を持って仕事していこうという若い人達が、そこで修行をしていくというね、そういうことでやっておられます。

で、非常にですね、日本一軽い椅子だということを聞きましたけれども、そういう、デザインと、また、その質も、今、非常に素晴らしい物を生産、作られているということで、そういうものが、この木工館、また、佐用の中で作られ、また、いろんな所で、それが使われているという、こういう効果も出ております。

こういうことは、議会にも、これも報告も同時に、もう少し、私は、PRの面でね、もう少し、もっと情報発信をしたらいいなというふうに見ておりますので、そういうことも、担当の方には、指示をしていきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 町当局の方には、指定管理された所から報告が、当然、条例に基づいて挙がっていると思うので、その事業計画であるとか、これから、その協定書の内容であるとか、議会に対して、ちゃんと資料として示していただきたいんですけど、その点は、いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） また、取りまとめたものを、ご要望でしたら、お渡しするようになりたいと思います。

今日は、収支の報告書とか、そういった形でしかございませんので、それをコピーしましても、非常にこう、分かり辛いかと思いますので。

議長（矢内作夫君） 平岡君、よろしいか。よろしいか。  
また、後日、渡すというて、言われよんですけど。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 質問してもいいんですか。

〔山本君「ええんか言いよんやで聞いたらええんや」と呼ぶ〕

17番（平岡きぬ糸君） はいはい。

指定管理、町として管理する上で、こういう効果が出ていますとか、そういう前向きな管理を、町の、有効な施設を活用してしていくという方向で、これが活用されていたら、それは、それで、住民に対して、貢献する1つの内容だと思うんです。

その指定管理した結果、こうでした。で、これから、こういうふうな、引き続きやっていきますということを、明確に分かるように、情報公開していただければ結構だと思うん

で、その点、それが分かる物を示してください。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。  
はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 関連で、指定管理の問題でね、確かに指定管理は、たくさん、全体としてね、しているわけでありますけども、当然これは、条例に基づいて事業計画、それから、これも、契約ですからね、実績、契約どおりされているかどうか、こういった報告が、毎年、されるというのが条例であります。

で、その契約に基づいて、条例に基づいてね、どういう状況になっているかという点では、これは、ええだろうというようなことで、議会にね、確かに、報告の必要ないと思われるようなものもありますけども、基本的にはされてないのが、この経過じゃなかったかというふうに思います。

こと、条例にかかわる契約ですから、やっぱり議会に基本的には協定内容、実績等を、やはり資料として議会に公開するという形に努めるべきじゃないかというふうに思うんですけど、このあたり、町長の見解を伺っておきます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、原則は、そういうことだと思いますけども、ただ、あまり、今、事業されている方のね、事業内容見て、その大量生産で、たくさんの事業やっているということじゃなくて、非常にまあ、個人的な事業で、まあ、細々とやられているという状況です。だから、そういう中で、町としてもですね、実際に、他の施設では、もう取り壊してしまったり、実際、そういう機械なんかも処分してしまうというようなところもありますからね、それが、有効活用されているという状況の中で、あまり指定管理者の相手方に、いろんな資料をつくらせる手間というようなものを、加重なものをね、求めるとするのは、それは、ちょっと気の毒だと思います。

だから、少なくとも、町としては、そういう、その、毎年、次、契約に基づいて、その使用料というのをいただいていると。それに基づいての決算等の報告、そういう中で、その管理の状況をですね、今のその施設の使用状況を報告すると。そういう形での説明をさせていただきますと思います。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 12 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 12 号、三日月木工加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいというふうに思います。再開を 11 時ということをお願いいたします。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩を解いて、会議を続行いたします。

日程第 15 . 議案第 13 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 15、議案第 13 号、佐用町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迓典章君。

〔町長 庵迓典章君 登壇〕

町長（庵迓典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 13 号、佐用町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、今回上程いたしまして、ご説明を申し上げます。

今回、上程をいたしました理由は、佐用町が兵庫県から指定管理者の指定を受け管理運営をしております、西はりま天文台公園につきまして、本年 4 月 1 日から兵庫県の所管部署が産業労働部労政福祉課から企画県民部大学室に。佐用町が管理運営する根拠も指定管理者制度から業務委託によるものに変更されることになっております。

これに伴い、本条例中の西はりま天文台公園の事務分掌にある、兵庫県との指定管理者制度により協定したという文言を削除する必要が生じたものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 13 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 13 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号、佐用町課設置条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 16 . 議案第 14 号 佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 16、議案第 14 号、佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 14 号、佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、佐用地域づくり協議会の活動拠点であります地域づくりセンターは、佐用町集会所の西山会館内に設置をいたしておりますが、平成 23 年度において県民交流広場事業で、佐用町教育集会所を改修をいたしました。改修後は、教育集会所を地域づくりの活動拠点といたしますので、それに伴う条例改正でございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 14 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 14 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号、佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 17．議案第 15 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 17、議案第 15 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 15 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、今回、上程いたしました理由は、平成 22 年 12 月に公布された、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部改正が、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとなっております。このため、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例中で、児童福祉法の条項を引用している条文に条項ずれが生じるため改正が必要となったものであります。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。  
議案第 15 号は、総務常任委員会に付託を予定をしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3 番、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） この該当する職員の方は、今現在、何人ぐらいおってん。

議長（矢内作夫君） 総務課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この条例の改正は、町長の提案説明でも申しましたように、条項ずれ、児童福祉法が改正になったということで、条項の引用する場所があるから改正するという内容です。

実際のところ、この、今現在、育児又は介護を行う職員の早出、遅出勤務ということで、これを取得して、この遅出、早出勤務をしている職員というのは、今のところありません。

議長（矢内作夫君） ほかに、はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 15 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 18．議案第 16 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 18、議案第 16 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 16 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、兵庫県教育委員会と兵庫県医師会との協議による兵庫県立学校医の報酬額の改定を参考に、佐用郡医師会と協議をし覚書を締結して、小中学校嘱託医及び保育園嘱託医の報酬額を定めることといたしております。

この改正は、小中学校内科医・歯科医が 22 万 4,000 円を 6,000 円減額し 21 万 8,000 円に、耳鼻科医が 17 万 7,000 円を 5,000 円減額し 17 万 2,000 円に、保育園内科医・歯科医が 11 万 2,000 円を 3,000 円減額し 10 万 9,000 円に改めるものでございます。

以上、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 16 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 16 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常

任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 19 . 議案第 17 号 佐用町特別会計条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 19、議案第 17 号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程をいただきました議案第 17 号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、老人保健特別会計を廃止しようとするものでございます。

老人保健特別会計につきましては、平成 22 年度末をもって法律上の設置義務がなくなりましてからも、本町におきましては、過年度分に係る医療費の処理に備え、同会計の継続設置をしておりましたが、平成 24 年度以降におきましては、同会計の処理が発生するケースがごく稀であると想定されるため、平成 23 年度末をもって同会計を廃止したいと考えております。

会計廃止後、老人保健医療に係る収入または支出の必要が生じた場合におきましては、一般会計で対応したいと考えております。

附則の経過措置につきましては、改正条例の施行日以降における、平成 23 年度会計分に係る出納整理期間中の収入・支出の取り扱い、及び決算の方法等について、従前どおりの処理を行う旨、規定するものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいた

します。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 17 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 17 号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 20 . 議案第 18 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 20、議案第 18 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 18 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税の一部が改正されたことに伴い、町税条例の一部を改正しようとするもので、4 点の改正となっております。

1 点目は、町たばこ税の税率の引上げで、通常の紙巻たばこについては、1,000 本当たり 4,618 円を 5,262 円に。旧三級品の類するものについては、1,000 本当たり 2,190 円を、2,495 円に引き上げるものでございます。

2 点目は、個人の町民税の税率の特例等を定めるもので、東日本大震災の復興財源確保のため、平成 26 年度から 35 年度までの 10 年間、町民税の均等割 3,000 円に 500 円を加算して課税することとしたものでございます。

3 点目は、退職手当等に係る所得割の特例措置を廃止するものでございます。

4 点目は、東日本大震災の雑損失の被災後支出された災害関連支出費を加えるための改正でございます。以上 4 点の改正でございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 18 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 18 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 21 . 議案第 19 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 21、議案第 19 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） ただ今上程をいただきました議案第 19 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

兵庫県立西はりま天文台公園は、これまで兵庫県産業労働部労政福祉課の所管となっておりますが、平成 24 年度から兵庫県立大学に移管されることが決定し、そのための手続きが進められておりまして、その 1 つとして、兵庫県立西はりま天文台公園の設置及び管理に関する条例が本年度末で廃止されます。

それに伴いまして、この利用料金徴収条例の取り扱いについて県と協議をした結果、本条例の内容は、今後、管理委託契約書に明記される予定であることによりまして、この利用料金徴収条例は廃止することが妥当であるとの結論となり、今回の提案に至ったものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 19 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 19 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 22 . 議案第 20 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 22、議案第 20 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程をいただきました議案第 20 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

本改正は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、児童福祉法が改正され、条項ずれによる改正、並びに佐用町における学童保育事業を充実させるため、保護者の特別な事情により、町長が、特に学童保育が必要と認める児童・生徒を対象者に加える改正でございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 20 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 20 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 23 . 議案第 21 号 佐用町立図書館条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 23、議案第 21 号、佐用町立図書館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 21 号、佐用町立図

書館条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

平成 23 年 8 月 30 日、図書館法の一部が改正され、図書館に置かれる図書館運営協議会委員の任命基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることになりました。

法改正に基づき、委員の任命基準を追加するため本条例の一部を改正するものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 21 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっています、議案第 21 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 21 号、佐用町立図書館条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 24 . 議案第 22 号 佐用町上月歴史資料館条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 24、議案第 22 号、佐用町上月歴史資料館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 22 号、佐用町上月歴史資料館条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、上月歴史資料館の附属施設として、紙すき館を整備いたしました。

この紙すき館の設置目的、名称、使用等について、上月歴史資料館条例を一部改正し、それらを規定するものでございます。

設置目的は、皆田和紙の保存活動を実施し伝統技術を伝承するもので、名称は、紙すき文化伝承館とし、使用は申請・許可によるもので、使用料は使用の目的によって減免措置を講ずることといたしておりますが、1 日 1 回 1,000 円といたしております。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております議案第 22 号につきましては、3 月 16 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、これで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

#### 日程第 25 . 議案第 23 号 佐用町集会所西山会館条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 25、議案第 23 号、佐用町集会所西山会館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 23 号、佐用町集会所西山会館条例の一部を改正する条例についての提案のご説明を申し上げます。

平成 24 年 4 月 1 日から佐用地域づくり協議会の拠点施設が教育集会所に移転するにあたり、従来使用していた西山会館に空部屋ができることになりましたので、施設の有効利用を図るため新たに使用料金を定め、また別表の室名区分を整理するため本条例の一部を改正するものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 23 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 23 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 23 号、佐用町集会所西山会館条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 26 . 議案第 24 号 さよう文化情報センター条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 26、議案第 24 号、さよう文化情報センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 24 号、さよう文化情報センター条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

第 6 条に規定する使用料金について、別表 1、基本使用料のうち室名区分にあいまいな表現がございましたのでこれを改めるとともに、平成 22 年度地域活性化交付金・きめ細かな交付金事業により導入させていただきました舞台遠方照明操作卓について、同別表 3 の附属設備使用料に、新たに使用料金を規定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 24 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 24 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 24 号、さよう文化情報センター条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました

---

日程第 27 . 議案第 25 号 佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 27、議案第 25 号、佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、議案第 25 号、佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

長寿祝金については、23 年度までは毎年 9 月 15 日を基準日に、満 80 歳から 88 歳未満の方に 3,000 円、88 歳以上の方に 5,000 円を支給いたしておりましたが、近隣市町の支給状況、また、支給に際して、各集落の自治会長様にご無理を申し上げ、多数、多額の現金配布をお願いしているところであり、その負担軽減を図る意味からも、現行の佐用町長寿祝金条例の全部を改正し、新たに支給要件及び支給額の変更を含む佐用町長寿祝金及び百歳祝金支給条例の制定をご提案するものであります。

改正の内容は、まず長寿祝金は支給対象者の年齢を基準日で満 80 歳の方のみに 1 万円、また、88 歳の方のみに 2 万円を毎年 9 月に支給する節目支給方式とし、百歳祝金は従前どおり 3 万円を誕生日の翌日以降に支給するものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案の理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 25 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 25 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 25 号、佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 28 . 議案第 26 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 28、議案第 26 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 26 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の改正は、平成 21 年度に、医療分の所得割率と均等割額、世帯平等割額の税率の一部を改正した経緯があります。

21 年 8 月、台風 9 号災害の被害により、国民健康保険税などの減免を実施。それ以後も、

町内の被災者の費用負担を軽減する目的から、平成 22、23 年度と税率を据置き、収支不足分につきましては、一般会計からの法定外の繰入で歳入不足を補って参りました。

平成 23 年度の決算見込みにおいて、補助金・交付金の算定額が非常に少なくなる厳しい状況の見込みとなっております。また、国保税の税収入も、加入者の減少、低所得者等の加入割合が多くなっており、税収の増額は見込めず、昨年度を上回る、更なる法定外の繰入が必要となる見通しでございます。

平成 24 年度の予算編成にあたり、保険給付する財源確保について、被保険者の保険税で賄う額を確保することから実施するものでございます。なお、この改正につきましては、佐用町国民健康保険運営協議会の了承をいただいているところであります。

今回の税率の変更につきましては、県下の各市町の国保税等の税率も調査し、税率の上昇幅を抑える観点から一般会計からの繰入も確保し、医療分・後期高齢者支援分・介護納付金の全体を見直し、収支の改善を図ろうとする改正でございます。

今回、改正する各税率の内容についてでございますが、第 3 条関係では、医療分の所得割額を 5.60 パーセントから 6.20 パーセントに、第 5 条の均等割額を 1 万 7,500 円から 2 万円に、世帯平等割額の 1 万 9,300 円を 2 万円に。第 6 条では、後期高齢者支援分を 1 パーセントから 1.3 パーセントに。第 7 条では、均等割額を 5,000 円から 5,100 円に、世帯平等割額を 4,500 円から 4,600 円に。第 8 条では、介護納付金分を 0.93 パーセントから 1.00 パーセントに。第 9 条では、均等割額を 7,100 円から 8,000 円に、世帯平等割額を 4,000 円から 4,500 円に。これに伴い第 23 条関係では、国保税の均等割・平等割の減額に関する規定の改正であります。第 23 条第 1 項第 1 号のアからカにつきましては 7 割軽減における額を、同第 2 号のアからカにつきましては、5 割軽減における額を、同第 3 号のアからカにつきましては、2 割軽減における金額の改正でございます。

今回の改正は、佐用町の国保会計が、実質収支 3 年連続の赤字であり、適正な保険料の設定など改善に向けた取り組みとして、将来的に国保会計の安定した運営を図る面から必要なことと考えております。何卒、ご理解をいただき、ご承認いただきますように、お願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

なお、この条例は、平成 24 年 4 月 1 日からの施行といたしております。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 26 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 26 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 26 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 29 . 議案第 27 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 29、議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程いただきました議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回改正しようとする内容は、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 力年を期間とする第 5 期介護保険事業計画において、その介護保険料を改定し、基準保険料を年額 6 万 1,200 円、月額で 5,100 円としようとするものでございます。

なお、なるべく低所得の方の負担を軽減するため、第 4 期には、6 段階 7 区分の所得階層を、今回の 5 期には、さらに軽減をはかるべく 7 段階 9 区分といたしております。

新たな所得区分は、本条例附則で、世帯全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下である者の負担割合を 0.62 と定め、年額 3 万 7,944 円とし、また、新設として 7 段階を設け、合計所得金額が 400 万円以上である者の負担割合を 1.75 と定め、年額を 10 万 7,100 円といたしております。

何卒、ご承認賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 27 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 27 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 30 . 議案第 28 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 30、議案第 28 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部

を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました、議案第 28 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

乳幼児等医療助成制度の現況は、昨年 7 月に医療費の無料化を小学校卒業時まで拡大し、中学 1 年から中学 3 年までは、通院 1 回 800 円を上限で月 2 回まで、入院は定率 1 割負担で上限 3,200 円までといたしておりましたが、県下の状況なども検討した結果、今回の一部改正は、医療費の無料化を中学校卒業時まで拡大して、子供の福祉の増進を図ることといたしております。

昨今の少子化の進行や核家族化、子育てを取り巻く環境が大きく変化をし、子育てに対する不安や負担感が増大している中、社会全体で子育てを支援し、次代を担う子供たちが健やかに育つ環境づくりを一層推進するために、実施をしようとするものでございます。

医療費の無料化を図ることにより、疾病の早期発見、早期治療を促進し、子ども達の健康の向上と福祉の増進、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 28 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております、議案第 28 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 28 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 31．議案第 29 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第 32．議案第 30 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について

日程第 33．議案第 31 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 　　次は日程第 31 に入ります。

日程第 31 ないし日程第 33 につきましては関連がありますので、一括議題といたしたい  
と思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

議案第 29 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について。

議案第 30 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について。

議案第 31 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改  
正する条例についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました、議案 29 号、佐用  
町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案 30 号、佐用町個別排水処理施設  
管理条例の一部を改正する条例について、議案 31 号、佐用町コミュニティ・プラント、  
農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についての提案のご説明をさせていた  
だきます。

平成 22 年度の機構改革により上下水道課に統合し、事務事業の処理には、利用者の利  
便と事務の効率を考慮して対応しておりますが、現在、利用者が窓口での申し込み等の申請  
書類に記入をしていただく際に、ほぼ同じ内容で水道、下水道の、それぞれの申請書に記  
入をしていただいております、二重手間の感があります。

また、それぞれの申請書類がなければ受付ができず、利用者の申請漏れや事務方の突合  
せ等で使用開始遅れの恐れもございます。

従いまして、今回、各条例の条項に、ただし、町長が認めた場合は、佐用町上水道及び  
簡易水道給水条例第 17 条及び第 22 条に規定する届出をもって、これにかえることができ  
るの但し書きを追加することにより、一枚の申請書で、水道、下水道の届出が出来るよう  
改正し、利用者のより一層の利便と事務の効率化を図るものであります。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

それでは 1 件ずつ質疑を行います。

まず、議案第 29 号については、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員  
会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたし  
ます。

ただ今、議題となっております議案第 29 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常  
任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 29 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

続いて、議案第 30 号についても、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 30 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 30 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

続いて議案第 31 号についても、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 31 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 31 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 34 . 議案第 32 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 34、議案第 32 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）　　それでは、ただ今上程をいただきました議案第 32 号、佐用町火災予防条例の一部改正につきまして、提案のご説明を申し上げます。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、これまで非危険物であった炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の第 1 類の危険物に追加されたことに伴い、現行の佐用町火災予防条例の一部を改正するものであります。

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されることにより、新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未滿の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもののうち、附則第 5 条において、当該危険物を取り扱う配管の構造が一定の条件を満たす場合に限り、適用しないとしたことと、更に、附則第 6 条から第 8 条において、一定の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準、届け出について経過措置を講じているものでございます。

以上、ご承認賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君）　　はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 32 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君）　　はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 32 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君）　　はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 32 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 35 . 議案第 33 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君）　　続いて日程第 35、議案第 33 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）　　ただ今、上程をいただきました議案第 33 号、佐用町消防事務手数料条例の一部改正につきまして、提案のご説明を申し上げます。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準が定められたことに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する

る政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部が改正をされ、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る設置の許可の申請に対する審査の手数料が設けられたことから、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正するものであります。

また、特定屋外タンク貯蔵所とは、貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が千キロリットル以上のものことであり、現在、佐用町には該当はありません。

以上、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 33 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 33 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 33 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 36 . 議案第 34 号 佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 36、議案第 34 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 34 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

今回改正しようとする内容は、現行、月曜日の休館日を、日曜日に変更しようとするものであります。

子育て支援センターは、平成 22 年度に設置し、間もなく満 2 年を経過しようとしています。この間、月曜日を休館日と位置づけておりましたが、そのことでいくつかの支障をきたしております。

その 1 つは、児童虐待などと疑われる通報が土曜、日曜日にあった場合、子育て支援室の職員が課内及び関係機関との連絡、調整等に支障をきたしております。

2 点目に、乳幼児の育児教室、健康診断など、医師会など協力機関と従前からの調整により、月曜日の実施がございます。現状では、支援センターの保健師が運用上、毎週月曜

日に出勤して、その対応をしているところでございます。

3点目に、土曜、日曜の来館者の割合が少なく、その要因として、子育て中の家庭では、当然のことでございますが、日曜日は、家族と過ごすよう心がけていますとの声を、当センターを利用する保護者や住民の方からよく聞きいております。

このような状況から、日曜日を閉館とし、月曜日を開館にして、支障解決を図りたいとするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第34号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第34号は、会議規則第37条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第34号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第37．議案第35号 佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第37、議案第35号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案35号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、提案の説明をさせていただきます。

今回の改正は、第30条で、月の中途の水道の開始、休止若しくは廃止等している場合の再開したときの使用料金についての改正でございます。町内外在住の方が、町内に住居を所有し、お盆、お正月等に一時帰宅し水道を開栓する場合、一時使用の料金と開閉栓手数料を徴収いたしておりますが、一時使用の料金徴収しているところは県下でもなく、短期間で基本料金を掛けることにより、使用者も高額感があり、また、下水道の料金体系とも整合していないため、理解が得られない状況も生まれております。従って、その月の使用日数が16日以上は1カ月の基本料金、16日未満の場合は基本料金に2分の1を乗じた額として、実態に応じた料金を利用者に請求できるよう改善するものでございます。

ご承認賜われますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 35 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 35 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 35 号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 38 . 議案第 36 号 佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 38、議案第 36 号、佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程をいただきました、議案 36 号、佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

地域主権一括法の施行により、地方公営企業法の一部改正があり、第 32 条第 2 項、毎事業年度の利益残額の処分要件等、第 3 項、毎事業年度の資本剰余金の処分要件等を、町の条例規定で必要な事項を定めることにより、水道事業の財政的基盤を確立し、健全な運営に寄与することが出来るようになったため制定するものであります。

第 1 条で目的、第 2 条で利益処分の方法及び積立金の取り崩し、第 3 条で資本剰余金の処分等、第 4 条で欠損の処理を定めるものでございます。

以上、ご承認賜われますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 36 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第 36 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 36 号、佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 39 . 議案第 37 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 39、議案第 37 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 37 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、国の地域主権改革一括法が施行されたことに伴い、公営住宅法の一部が改正されたため、町条例において入居者の資格及び収入基準を定めようとするものであります。

公営住宅法の改正内容は、入居者の資格要件の内、同居親族要件が廃止されたことと、入居収入基準について、各自治体が政令の定める範囲内で参酌して定めることができるよう、自治体の条例に委任されることとなりました。

本町の場合、入居者の資格については、条例第 6 条において規定し、同条第 1 項第 2 号において、同居親族要件を定めておりますが、法改正により、町としては、同居親族要件を廃止するか、現行を維持するかの判断となります。

町営住宅は、2DK や 3DK が大部分で、家族での入居を考えた間取りとなっております。同居親族要件を廃止することで、単身者まで入居要件を緩和すると、応募倍率が上昇することで、住宅に困窮し、住むところを必要とされる方に供給できないなどの問題も想定をされます。また、世帯分離を促進することにもなりかねませんし、特に若年単身入居者が、自治会活動や地域の行事に協力したり、参加していただけるかどうか危惧されることから、本町においては、同居親族要件を維持することといたしております。

なお、改正前の条例において、同居親族要件を不要としていた老人、身体障害者等、その他特に居住の安定を図る必要がある者に係る規定も維持し、引き続き配慮することといたしております。

また、収入基準について、各地方自治体が政令で定める額を参酌して条例で定めることができるようになったことから、定住を促進するため、新婚世帯の入居については、収入基準を 15 万 8,000 円から 25 万 9,000 円に緩和をいたします。

また、現行、裁量階層として、同居者に小学校就学前の者を有する者については、中学

校を卒業するまでの者に拡大するとともに、収入基準についても、21万4,000円から政令で定める限度額の25万9,000円に引き上げ、従来、収入要件で入居できなかった新婚世帯や他の地域から子育て世代の方々に佐用町に移り住んでいただきたいと考えております。

また、佐用川の河川改修工事に伴い、昭和48年、49年、50年、53年に、それぞれ建設した久崎住宅25戸を除却したことにより、町営住宅の建設年度、名称、位置、戸数等を規定しております条例第3条関係の別表のうち、上月地区の表中から久崎住宅25戸を削除し、戸数合計を104戸と定めようとするものであります。

以上、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案のご説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第37号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております議案第37号は、会議規則第37条の規定により、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第37号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで、昼食のために暫時休憩をしたいというふうに思います。再開を1時ということでお願いたします。

午前11時59分 休憩

午後01時00分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩を解き、会議を再開をします。

日程第40．議案第38号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第40、議案第38号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第38号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について提案のご説明を申し上げます。

定住促進住宅である五反田住宅の戸数を60戸から58戸に減じ、その2戸を佐用町教育

委員会教職員住宅として活用し、他市町等からの優秀な教職員や外国語指導助手の住宅を佐用町内に確保し、転任・採用が円滑に行えるよう整備するものでございます。

また、現行、規則で規定しております家賃、共益費、駐車場の使用料について、今回条例化しようとするものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 38 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 使用料金を規則から条例化すべきだ。違法だということで、この間ずっと指摘させていただいて、今回、条例改正になったわけでありませうけれども、違法ではないという見解が、当初ずっと、されていましてけれども、この条例改正は、その点では、明確に違法性を認めたといいふうに理解していいのかどうか。その点を、確認いたします。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長かな。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、すみません。商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） この条例につきましては、22 年の 3 月議会で、お認めをいただいたということでございます。

その点は、十分にお含みをいただきたいというふうに思いますし、条例等の、その、使用料等につきましてはですね、やはり、細かい細則については、規則で委任をすることが可能でございますけれども、金額についてはですね、やはり、法等に照らしますとですね、やはり好ましくないというふうな観点からですね、この度、規則から条例に移行させていただくということでございます。はい。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 38 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 38 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 41 . 議案第 39 号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 41、議案第 39 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 39 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

南光自然観察村については、利用者が減少傾向にあり、施設の改修・改善等に取り組み利用増進に努めているところであります。

施設内には 14 棟の宿泊コテージ等があり、条例で定員数を定め運営しておりますが、利用者は、小さな子供連れの家族が多く、子供 1 人が定員数を上回った場合も予約を断らざるを得ない状況であり、利用される方々からは、定員数の増員を求める声が上がっております。

今回の条例改正の内容は、旅館業法に基づき県健康福祉事務所とも協議を行い、6 人用のコテージ単棟 2 棟及び 3 人用のコテージ連棟 8 棟について、それぞれ 1 人を増員し、6 人用のコテージ単棟 2 棟を定員 7 人に、3 人用のコテージ連棟 8 棟を定員 4 人が宿泊できるよう見直しを行い、利用者からの要望に対応することで利用促進を図りたく、定員数の変更を図るものでございます。

なお、施行につきましては、施設の受付を利用月の 4 カ月前から行っており、すでに 7 月の受付が始まっていることから、24 年 8 月 1 日からの施行を予定をいたしております。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） お尋ねします。

まず 1 つは、確認なのですが、この条例の中に同じように、コテージで、定員が 6 人の所があるんです。コテージ A があるのですが、それは、この単棟と連棟は、人数が変わるのですが、それは、変わらないのかどうか、ひとつ確認をしたいのと。

それから、予約のことで、この施行が 8 月 1 日。予約がもう、7 月のを受け付けているからということであったんですが、同じように受付をされるのであれば、利用促進を図ることなので、この要望は、多分、もっと前から出ていたものだと思うので、なぜ、

もう少し早い時期に、例えば、9月とか、それから12月、そのように早くされなかったのか。

せっかく、いいことされて、利用促進でね、喜ばれると思うんですが、それは、すごくいいことだと思うんですが、もう少し、この8月じゃなくって、前年ですね、12月議会に出されても良かったんじゃないかと思うんですが、そのへんは、どのようにお考えでしょうか。

議長（矢内作夫君） はい、2件、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まず、コテージA、それからコテージB、そういった点の見直しの関係でございますけれども、この自然観察村の建築につきましては、1期、2期というふうな形で整備をさせていただいております。

そういったことで、今、申されましたコテージA、Bについては、まず1期、平成8年建設の、9年からの運用ということでございます。

それから、私どもが今回、挙げております、連棟コテージなり単棟コテージにつきましては、第2期の建設でございまして、平成13年4月からの運用開始というふうなことになっておりまして、それぞれについてですね、算出と言いますか、見直し、検討を行ってまいりました。

ところがですね、第1期のところにつきまして、特に、浄化槽の関係等がございまして、1期につきましては、増やす余地が考えられないというふうなことがございました。そういったことで、2期の連棟なり、単棟についてはですね、浄化槽等の問題、クリアができると。人数を増やしてもクリアができるというふうなこともございまして、2期分についてですね、この度、人数を見直しを行っていかうということでございます。

それとあわせて、このことについてはですね、いろいろと、まあ、検討もしておったわけです。で、できるだけ早くというふうな思いもございました。

ただまあ、この施設についてはですね、単年度で終わるものではございません。これからずっと続く施設でございますので、時期的な問題でご指摘をいただいておりますけれども、今回、改正をさせていただいて、以後ですね、利用増進を図っていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 今回、その8月1日からということになると思うんですが、そして、7月の方が、もう3月ぐらいから予約ですね。そうなったら、同じように来た人が、人に話す時にね、7月と8月で、1日違いとまでいきませんが、近い段階で、あそここうだったと言って帰った人が、来てみたら違っていたというようなことがあるんじゃない、7月、8月、一番多いと思うんですけど、利用者が。そのへんのことは、どのように対応されますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） このことについてはですね、私ども、課内でも議論をしたところでございます。

で、町長の、最初ですね、提案説明にもございましたように、利用月の4カ月前から受付を行うということにいたしております。そういったことで、既にまあ、7月分の受付が始まっているというふうなこともございまして、実際、4月から、現場ですね、この4月から運用をして、人数を変えていくということになりますとですね、既にまあ、お断りしてきた人との兼ね合いと言いますか、そういったこともございまして、やはり、きちっと条例がお認めをいただいて、受付の段階から、人数はこうですよというふうな形でですね、申込の段階からお伝えをしていくというのがいいのではないかとというふうなことで、させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（矢内作夫君） ほかに。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第39号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第39号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願ひます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第39号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第42．議案第40号 平成23年度佐用町一般会計補正予算案（第7号）の提出について  
日程第43．議案第41号 平成23年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）の提出について  
日程第44．議案第42号 平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）の提出について  
日程第45．議案第43号 平成23年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第4号）の提出について  
日程第46．議案第44号 平成23年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第3号）の提出について  
日程第47．議案第45号 平成23年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）の提出について  
日程第48．議案第46号 平成23年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）の提出について  
日程第49．議案第47号 平成23年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第4号）の提出について  
日程第50．議案第48号 平成23年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第3号）の提出について  
日程第51．議案第49号 平成23年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第2号）の提出に

ついて

日程第 52 . 議案第 50 号 平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案 ( 第 1 号 ) の提出について

日程第 53 . 議案第 51 号 平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案 ( 第 1 号 ) の提出について

日程第 54 . 議案第 52 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案 ( 第 2 号 ) の提出について

日程第 55 . 議案第 53 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出について

議長 ( 矢内作夫君 ) 次は、日程第 42 に入ります。

日程第 42 ないし日程第 55 については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

議長 ( 矢内作夫君 ) はい、ご異議なしと認めます。

それでは、議案第 40 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案 ( 第 7 号 ) の提出について。

議案第 41 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出について。

議案第 42 号、平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案 ( 第 2 号 ) の提出について。

議案第 43 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案 ( 第 4 号 ) の提出について。

議案第 44 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出について。

議案第 45 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出について。

議案第 46 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 ( 第 4 号 ) の提出について。

議案第 47 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案 ( 第 4 号 ) の提出について。

議案第 48 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出について。

議案第 49 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案 ( 第 2 号 ) の提出について。

議案第 50 号、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案 ( 第 1 号 ) の提出について。

議案第 51 号、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案 ( 第 1 号 ) の提出について。

議案第 52 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案 ( 第 2 号 ) の提出について。

議案第 53 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案 ( 第 3 号 ) の提出についてを、一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵道典章君。

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 40 号から議案第 53 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 40 号、佐用町一般会計補正予算（第 7 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,486 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134 億 4,739 万 5,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、1,093 万 8,000 円の減額でございます。うち、分担金におきましては、1,159 万円の減額で、農林水産業費分担金の精算見込でございます。負担金におきましては、65 万 2,000 円の増額。情報通信網引き込み等工事費用負担金などの実績見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、使用料 774 万 3,000 円の減額で、行政財産使用料、キャンプ場使用料などの実績見込みを計上いたしております。

国庫支出金につきましては、2,369 万 6,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金におきましては、障害者福祉サービス負担金 50 万円の増額。国庫補助金におきましては、2,399 万 6,000 円の増額。国の 3 次補正予算に伴い、三日月保育園耐震化事業が採択され、市町村合併推進体制整備費補助金 2,500 万円を追加計上するなどしております。委託金におきましては、国の事業仕分けの影響によりまして、地域伝統文化総合活性化事業委託金を皆減、80 万円の減額でございます。

県支出金につきましては、1,024 万 5,000 円の減額でございます。うち、県負担金におきましては、障害者福祉サービス負担金 25 万円の増額。県補助金におきましては、1,440 万 2,000 円の増額。地域支え合い体制づくり事業費補助金の追加交付、国の 4 次補正予算に伴う農業関係補助金の増額などが主な内容でございます。委託金におきましては、2,489 万 7,000 円の減額。県営地籍調査事業委託金の精算見込みによる減額と、学校支援地域本部事業委託金の皆減でございます。

財産収入につきましては、995 万 7,000 円の増額。うち財産運用収入におきましては、529 万 2,000 円の増額で、土地賃借料と、財政調整基金預金利子などの収入見込額に応じて利子及び配当金を増額いたしております。財産売払収入におきましては、466 万 5,000 円の増額で、平福地内県道上三河平福線道路改良事業及び河川災害復旧事業に伴う土地売払代金の追加が主なものであります。

寄付金につきましては、災害義援金 125 万 7,000 円の増額でございます。

諸収入につきましては、225 万 6,000 円の増額でございます。雑入におきまして、225 万 6,000 円の増額計上で、消防団員退職報償金受入金の実績見込みによる減額、宝くじ社会貢献広報事業等の実施に伴う県市町村振興協会市町交付金の追加計上、河川災害復旧事業等に伴う光ファイバーの物件移転等補償費の増額などが主なものでございます。

町債につきましては、2,310 万円の減額でございます。農業生産基盤整備事業、消防施設設備整備事業、それぞれ関係事業の実績見込みによりまして減額をいたしております。

次に、歳出でございます。各費目を通じまして人件費を計上いたしておりますが、これは、平成 23 年度基礎年金拠出金に係る公的負担金の決定に伴う職員共済組合負担金の増額でございます。特別会計につきましても、人件費は同様でございます。

また、人件費以外の項目につきましては、実績見込み、あるいは精算見込みによる整理が主な内容でございます。

まず、議会費 20 万 4 千円の増額は、人件費でございます。

総務費につきましては、725 万 9,000 円の減額でございます。うち、総務管理費におきましては、830 万 3,000 円の減額で、人件費の増額、河川災害復旧事業に伴う光ファイバーの移設工事費の増額のほか、予算整理が主な内容でございます。徴税費 75 万 8,000 円、戸籍住民登録費 23 万 3,000 円、統計調査費 5 万 3,000 円、それぞれの増額は、人件費でございます。

民生費につきましては、2,050 万 2,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費は 280 万円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金の増額、自立支援システム改修のための電算システム開発委託料の追加などの一方、老人医療費、老人保護措置費など扶助費を実績見込みに基づきまして減額いたしております。児童福祉費におきましては、2,663 万 9,000 円の増額。保育園費におきまして、年齢別保育の環境整備を図るため佐用保育園の備品購入費を追加。合併推進体制整備費補助が採択されました三日月保育園耐震化事業は、児童福祉施設整備費に 2,800 万円を計上いたしております。国民年金事務取扱費 6 万 3,000 円の増額は、人件費でございます。災害救助費は、高齢者住宅再建支援金などの予算整理を行い、340 万円を減額いたしております。

衛生費は、6,021 万 7,000 円の減額でございます。うち、保健衛生費におきましては、4,474 万 6,000 円の減額で、簡易水道事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計への繰出金の減額が主なものでございます。清掃費におきましては、1,547 万 1,000 円の減額で、人件費のほか実績、精算見込みによる減額でございます。

農林水産業費につきましては、3,871 万 4,000 円の減額でございます。うち、農業費におきましては、2,756 万 5,000 円の減額。農地費におきましては、国の 4 次補正に伴い桑野ほ場整備事業費を増額、団体営ため池等整備事業費におきましても国の 4 次補正に伴う事業費の追加をいたしております。農業振興費、地域農政対策事業費、中山間地域総合整備事業費、地籍調査事業費などは、事業の実績見込み、あるいは精算見込みによりまして予算整理を行っております。林業費におきましては、1,114 万 9,000 円の減額。人件費と実績、精算見込みによる減額でございます。

商工費につきましては、73 万 1,000 円の増額。災害対策運転資金融資利子補給金などの実績見込みによる減額と、笹ヶ丘荘特別会計繰出金の増額などが主な内容でございます。

土木費につきましては、2,037 万 4,000 円の減額をいたしております。うち、土木管理費におきましては、61 万 7,000 円の増額で、人件費と土地開発基金繰出金の増額でございます。道路橋梁費におきましては、56 万円の増額。人件費と智頭線駅舎管理費の増額でございます。下水道費 963 万 7,000 円の減額につきましては、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。住宅費におきましては、1,191 万 4,000 円の減額で、町営久崎住宅建設事業費の実績見込みによる減額が主なものでございます。

消防費につきましては 804 万 6,000 円の減額で、常備消防費、非常備消防費におきましては、人件費と、実績見込み、精算見込みによる予算整理でございます。

災害対策費におきましては、災害時の孤立集落対策といたしまして、衛星携帯電話及び発電機各 10 台の購入費用等を追加計上いたしております。

教育費につきましては、567 万 1,000 円の減額でございます。うち、教育総務費におきまして、14 万 6,000 円の減額で、人件費と三土中学校事務組合負担金の精算見込みによる減額でございます。小学校費におきましては、26 万 1,000 円の増額。人件費と通学対策費の増額でございます。中学校費におきまして、10 万 8,000 円の増額で、人件費でございます。社会教育費は、177 万 7,000 円の減額。生涯学習振興費における学校支援地域本部事業、文化財保護費における地域伝統文化総合活性化事業の皆減が主な内容でございます。それぞれ、国庫補助金の打ち切り、あるいは国庫委託事業の見直しによるものでございま

す。保健体育費におきましては、411万7,000円の減額。人件費と実績見込みによる予算整理が主なものであります。

災害復旧費につきましては、1,730万9,000円を減額いたしております。農林水産施設災害復旧費におきましては、3,309万2,000円の減額で、繰越明許費を含めた予算整理でございます。公営企業災害復旧費におきましては、1,578万3,000円の増額で、水道事業、簡易水道事業、生活排水処理事業、それぞれの災害復旧事業の実績見込みによりまして、繰出金を増額いたしております。

諸支出金につきましては、1億2,129万3,000円を増額いたしております。公営企業費におきましては、水道事業会計への人件費繰出金11万4,000円の増額。基金費におきましては、財政調整基金など各種基金積立金を1億2,117万9,000円増額いたしております。うち、任意積み立ては、減債基金に1億353万5,000円、災害復興基金1,430万7,000円。後は基金利子分の積立金の予算整理でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正によりまして説明をいたします。4ページをご覧ください。

三日月保育園耐震化事業2,800万円、基盤整備促進事業3,236万円、団体営ため池等整備事業1,700万円、橋梁新設改良事業4,915万1,000円、農林水産施設災害復旧事業2,760万円、それぞれの事業につきまして、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

次に、債務負担行為の変更につきまして、同じく4ページの第3表、債務負担行為補正によりまして説明をいたします。

住宅災害復興融資利子補給につきましては、平成23年度の実績見込みに基づきまして、限度額を1,200万円から514万3,000円に変更をいたします。災害対策運転資金融資利子補給につきましても、同様に限度額を1,000万円から329万3,000円に、期間の終期につきましては平成28年度を平成26年度に、それぞれ改めるものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第41号、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ1,503万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億3,389万8,000円とするものでございます。

歳入では、国民健康保険税のうち一般被保険者国民健康保険税について、本算定及び資格異動に伴う増減調整により750万2,000円を減額、退職被保険者等国民健康保険税においては、254万円の増額を見込んでおります。国庫支出金の主なものは、療養給付費等負担金で、780万4,000円の減額。特定健康診査等負担金では、実績により45万円の減額となります。療養給付費等交付金で、支払基金からの変更により549万1,000円の減額となります。共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金が1,308万7,000円の減額。保険財政共同安定化事業交付金は355万7,000円の増額となっております。繰入金は、一般会計繰入金の出産育児一時金等繰入金で80万円を、その他繰入金で760万2,000円の増額であります。諸収入では、特定健診等受託料で38万5,000円、一般被保険者返納金で496万7,000円の増額となっております。

歳出では、総務費の一般管理費で、支出見込みにより98万3,000円の減額。連合会負担金で46万3,000円の増額となります。保険給付費の主なものは、退職被保険者療養給付費で570万円の増額、出産育児一時金で支払件数の増により126万円の増額となっております。共同事業拠出金のうち高額医療費拠出金で152万5,000円、保険財政共同安定化事業拠出金で1,513万6,000円の減額となっております。保健事業費のうち特定健康診査等事業費で、支払実績により186万8,000円、保健衛生普及費で104万6,000円の減額と

なります。基金積立金は、準備基金の利子分 12 万 3,000 円を減額。諸支出金では、一般被保険者保険税還付金で、過年度還付金 10 万円の増額となっております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についての説明といたします。

次に、議案第 42 号、平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 37 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 6,277 万 9,000 円といたしました。

歳入より説明をいたします。後期高齢者医療保険料のうち特別徴収保険料で 1,100 万円を減額、普通徴収保険料で 1,131 万円を増額いたしております。繰入金では、一般会計繰入金で 6 万 4,000 円の増額となっております。

次に歳出について説明をいたします。総務費のうち一般管理費の人件費について、6 万 4,000 円を増額いたしております。後期高齢者医療広域連合納付金のうち過年度分で滞納繰越分の収納保険料にかかる納付金 31 万円を増額いたしております。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 43 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についての提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定では歳入歳出それぞれ 1,765 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 1,516 万 8,000 円とし、また、サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,000 万円を増額し、歳入歳出総額を 903 万 6,000 円に改めるものであります。

まず、事業勘定の歳入について説明をいたします。使用料及び手数料で 1 万 6,000 円、国庫支出金で 1 万 1,000 円、支払基金交付金で 207 万 6,000 円、県支出金で 1,495 万 8,000 円、財産収入 4,000 円、繰入金 176 万 1,000 円、諸収入で 161 万 9,000 円をそれぞれ増額いたしております。一方、保険料では 279 万 5,000 円を減額いたしております。

次に歳出であります。まず、主な増額は、保険給付費の内で介護サービス等諸費が 2,600 万円、特定入所者介護サービス等費で 500 万円が増額となっております。一方、減額の主なものは、総務費で介護認定審査会費 40 万 5,000 円、保険給付費で支援サービス等諸費で 1,050 万円をそれぞれ減額いたしております。

次にサービス事業勘定についてであります。歳入では、繰越金 1,000 円の増額計上いたしておりますのは、平成 22 年度の収入額を本年度へ繰越し、一般会計へ繰り出すためでございます。その為、歳出では繰出金 1,000 円を増額いたしております。

以上、簡単でございますが佐用町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第 44 号、平成 23 年度 佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 3 号）についての提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、それぞれ 237 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2,783 万 3,000 円に改めるものであります。

まず、歳入よりご説明をいたします。事業収入は入所者の変動により、生活扶助費 73 万 2,000 円を減額し、施設事務費 156 万 4,000 円を増額いたしております。繰入金では、一般会計からの繰入金 260 万 9,000 円を減額し、諸収入の受託事業収入で、短期宿泊事業 50 万円を減額。雑入では、短期宿泊事業食事代 10 万円を減額いたしております。

続いて歳出であります。一般管理費で 132 万 5,000 円、運営費で 105 万 2,000 円をそれぞれ減額いたしております。一般管理費の減額の主な要因は、時間外勤務手当 65 万円減額、賃金 120 万円減額によるものでございます。なお、共済費の職員共済組合負担金は負担率の改正により 52 万 5,000 円増額いたしております。次に、運営費では、賃金 80 万円の減額が主な要因で、その他需用費において、光熱水費、委託料、使用料及び賃借料等

の減額によるものでございます。

以上、朝霧園特別会計補正予算（第3号）の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第45号、平成23年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,412万6,000円減額し、歳入歳出の予算総額を7億4,722万1,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、23年度事業計画の精算見込みによるもの、河川改修関連事業において、河川復興室と事業計画の進捗協議を精査した結果、23年度計画していた、橋梁工事等が24年度施工となり、関連して配水管移設も24年度となりました。また、電気計装及び浄水システムの保守点検業務の見直し等による精算見込みにより、委託料、工事請負費等に変動が生じたものであります。

歳入については、分担金及び負担金で390万円の減額。使用料及び手数料で902万4,000円の増額、繰入金も3,432万5,000円の減額。雑入については、水道管移設補償費等で123万5,000円を減額。簡易水道事業債につきましては、9,360万円を減額をいたします。

歳出については、簡易水道事業費で1億2,171万5,000円の減額。建設改良費で7,983万2,000円の減額。災害復旧費で241万1,000円の減額をするものでございます。

次に、繰越明許費でございますが、第2表、繰越明許費補正によりまして説明をいたします。2ページをご覧ください。簡易水道施設災害復旧事業で、本位田水管橋工事の3,540万円、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第46号、平成23年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,386万8,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を8億8,781万8,000円とするものでございます。

今回補正の主な理由は、23年度事業計画の精算見込みの確定、河川改修関連事業において、河川復興室と事業計画の進捗協議で精査した結果、工事等が24年度施工となる箇所があるため、委託料、工事請負費に変動が生じたものであります。

歳入については、分担金及び負担金で90万円の増額、使用料及び手数料で6万9,000円の増額。繰入金では963万7,000円の減額。雑入については、管渠移転補償費で2,010万円を減額。下水道事業債については2,510万円を減額するものでございます。

歳出については、管理費におきまして660万6,000円の減額。建設改良費の委託料におきまして、1,260万円の減額。工事請負費は、3,493万円を減額するものであります。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第47号、平成23年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,567万5,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を4億7,194万8,000円とするものであります。

今回補正の主な理由は、23年度事業の精算見込みの確定、河川改修関連事業において、河川復興室と事業計画の進捗協議を精査した結果、水管橋工事及び浄化槽移設が24年度施工となる箇所があるため、工事請負費に変動が生じたものであります。

歳入については、分担金及び負担金で45万円の増額、使用料及び手数料で64万1,000円の減額、下水道費国庫補助金で149万円の減額、繰入金を205万6,000円の増額、雑入の管渠移転補償費等で295万円を増額、町債では、下水道事業債で4,750万円、災害復旧債で150万円を減額いたしております。

歳出については、浄化槽管理費で 200 万円の増額、浄化槽建設改良費の工事請負費で 180 万円を減額、農業集落排水施設管理費の工事請負費で 350 万円を減額、農業集落排水施設建設改良費の工事請負費で 3,990 万円の減額、農業集落排水施設災害復旧費の工事請負費で 275 万円を減額するものでございます。

次に、繰越明許費でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして説明いたします。2 ページをご覧ください。農業集落排水施設建設改良事業で 551 万円、農業集落排水施設災害復旧事業で 490 万円、それぞれの事業につきまして、地方自治法第 213 条の規定による繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 48 号、西はりま天文台公園特別会計補正予算についての提案のご説明を申し上げます。

予算総額から歳入歳出それぞれ 168 万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,141 万 9,000 円といたしております。

内訳でございますが、まず歳入につきましては、使用料及び雑入を決算見込みに基づきまして増減いたしております。また、県委託金を精算見込みとして 159 万 9,000 円減額、一般会計繰入金につきましては、決算見込みとして 9 万 2,000 円を増額いたしております。

次に歳出でございますが、歳出につきましては、全て決算見込みに基づく増減となっております。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 3 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 49 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この補正予算の内容は、既定の歳入歳出から、歳入歳出それぞれ 60 万 8,000 円を増額し、予算総額を 1 億 1,877 万 8,000 円といたしております。

まず、歳入につきまして、笹ヶ丘荘使用料におきまして宿泊料 120 万円、食事料 155 万円をそれぞれ減額し、一般会計繰入金 335 万 8,000 円を増額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費におきまして 60 万 8,000 円を増額いたしました。その主なものは、共済費 10 万 8,000 円、需用費の燃料費 50 万円、役務費の通信運搬費電話料 5 万円、委託料の清掃業務等委託料 30 万円をそれぞれ増額し、需用費の光熱水費ガス代 30 万円、公課費の消費税 5 万円を減額計上いたしております。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 2 号）の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 50 号、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 1 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 263 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2,707 万円に改めるものでございます。補正減の主な理由は、診療報酬収入の減少によるものでございます。

まず、歳入では、診療報酬収入 263 万 7,000 円を減額いたしました。

続いて歳出では、一般管理費の中の共済費で 23 万 7,000 円を減額し、併せて臨時職員賃金である賃金で 240 万円を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、歯科保健特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 51 号、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）についての提案のご説明を申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出から、歳入歳出それぞれ 92 万 7,000 円を増額し、予

算総額を 4,858 万 2,000 円といたしております。

まず歳入につきまして、財産運用収入の利子及び配当金におきまして 8 万 3,000 円を減額、前年度繰越金 101 万円を増額計上いたしております。

歳出につきましては、基金費の積立金 8 万 3,000 円を減額し、予備費に 101 万円を増額計上いたしております。

以上、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 52 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 2 号）についての提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の収入支出予算の総額を、収入支出それぞれ 326 万 2,000 円を減額し、収入支出総額を 1 億 212 万 2,000 円にするものであります。

農作物共済勘定において、収入では、23 年産麦引受変更、24 年産麦引受増に伴い、麦共済掛金で 27 万 5,000 円の増額、麦交付金で 13 万 2,000 円の増額、麦責任準備金戻入で 20 万 6,000 円減額いたしております。支出では、24 年産麦の引受増に伴い麦責任準備金繰入で 20 万 1,000 円増額いたしております。

家畜共済勘定につきましては、主な理由は、引受減に伴うもので、収入では、家畜共済掛金で 200 万円の減額、支出では、家畜保険料で 70 万円の減額、技術料で 146 万 2,000 円の減額、家畜責任準備金で 16 万 2,000 円の増額をいたしております。

畑作物共済勘定につきましては、事故減に伴う減額で、収入では、大豆保険金で 170 万円の減額、支出では、大豆共済金で 170 万円減額いたしております。

業務勘定においては、23 万 7,000 円の増額で、共済費の負担金率の変更によるものでございます。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 2 号）の提案の説明とさせていただきます。

最後に、議案第 53 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回補正の主な理由は、23 年度事業計画の精算見込みの確定、河川改修関連事業において、河川復興室と事業計画の進捗協議をし、精査した結果、橋梁工事及び配管移設、水源用地費、移設工事等が 24 年度以降の施工となる箇所があるため補正するものであります。

第 2 条の収益的収入及び支出において、支出の第 1 款、水道事業費の第 1 項、営業費用を保守点検及び修繕の精査で 550 万 2,000 円の減額。第 2 項、営業外費用は、特定収入分消費税不用額等 67 万 1,000 円減額。水道事業費を 2 億 2,313 万円にするものであります。

第 3 条の資本的収入及び支出においても、河川復興室と事業協議をした結果、河川改修関連工事に伴う配管移設、水道管橋梁添架工事等の見直しにより、第 1 款の資本的収入の内、第 1 項、企業債を 9,380 万円減額。第 4 項、他会計補助金を 389 万 7,000 円増額、第 5 項、国庫補助金を 228 万 5,000 円減額。第 6 項、工事負担金で 79 万円の増額。資本的収入を 1 億 4,028 万円に。支出の第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費を 7,196 万 1,000 円減額し、資本的支出を 2 億 366 万 7,000 円にしようとするものであります。

予算の繰越につきましては、資本的支出の上水道施設改良事業の工事請負費 3,620 万円を、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により繰越をするものでございます。

以上で、佐用町水道事業会計の補正予算の提案の説明とさせていただきます。

長くなりましたけれども、これで、議案第 40 号から 53 号にあたります補正予算の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君）

はい、議案第 40 号ないし議案第 53 号の提案に対する当局の説明は

終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 40 号ないし議案第 53 号につきましては、3 月 16 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

- 
- 日程第 56．議案第 54 号 平成 24 年度佐用町一般会計予算案の提出について  
日程第 57．議案第 55 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について  
日程第 58．議案第 56 号 平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について  
日程第 59．議案第 57 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について  
日程第 60．議案第 58 号 平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について  
日程第 61．議案第 59 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について  
日程第 62．議案第 60 号 平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について  
日程第 63．議案第 61 号 平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について  
日程第 64．議案第 62 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について  
日程第 65．議案第 63 号 平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について  
日程第 66．議案第 64 号 平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について  
日程第 67．議案第 65 号 平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について  
日程第 68．議案第 66 号 平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について  
日程第 69．議案第 67 号 平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について  
日程第 70．議案第 68 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について

議長（矢内作夫君） 次は日程第 56 に入ります。  
日程第 56 ないし日程第 70 については一括議題といたします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。  
それでは、議案第 54 号、平成 24 年度佐用町一般会計予算案の提出について。  
議案第 55 号、平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について。  
議案第 56 号、平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について。  
議案第 57 号、平成 24 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について。  
議案第 58 号、平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について。  
議案第 59 号、平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について。  
議案第 60 号、平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について。  
議案第 61 号、平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について。  
議案第 62 号、平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について。

議案第 63 号、平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について。  
議案第 64 号、平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について。  
議案第 65 号、平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について。  
議案第 66 号、平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について。  
議案第 67 号、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について。  
議案第 68 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 54 号から議案第 68 号までの、平成 24 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算案の提案のご説明をさせていただきます。

非常に長くなりますけれども、どうぞ、よろしく願いをいたします。

それでは、まず、議案第 54 号、佐用町一般会計予算案の提案のご説明を申し上げます。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 130 億 8,492 万 6,000 円といたしております。

その内訳は、第 1 表、歳入歳出予算に掲げております通りであります。

それでは、歳入から主なものにつきましてご説明を申し上げます。

町税につきまして、16 歳以下の扶養控除の廃止及び災害による雑損控除の繰越額の減少等により個人町民税は増収見込みであります。評価替、償却資産の経年などにより固定資産税は減収見込みとなり、町税の総額は 22 億 2,142 万 7,000 円、前年度対比 3,538 万円の減額を計上いたしております。

次に、地方譲与税や交付金関係は、前年度の譲与・交付見込額や税制改正による見込額など、地方財政計画の見込み数値を基礎に計上いたしております。なお、前年度対比は当初比較で申し上げます。地方譲与税は、1.9 パーセント減の 1 億 4,590 万円。

利子割交付金は 9.1 パーセント増の 480 万円。

配当割交付金は 295 パーセント増の 790 万円。

株式譲渡所得割交付金は 25 パーセント増の 200 万円。

地方消費税交付金は 1.2 パーセント増の 1 億 9,500 万円。

ゴルフ場利用税交付金は 17.5 パーセントの減の 6,300 万円。

自動車取得税交付金は 0.4 パーセント増の 4,640 万円を計上いたしております。

地方特例交付金は、自動車関係減税補てん特例交付金や子ども手当及び児童手当特例交付金の廃止により 88.1 パーセント減の 500 万円を計上をいたしました。

地方交付税では、昨年計上いたしました地方再生対策費と雇用対策・地域資源活用推進費が地域経済基盤強化・雇用等対策費に整理・統合されましたが、地方財政計画等により、6.4 パーセント増の 62 億 4,997 万 6,000 円を見込んでおります。

交通安全対策特別交付金は 500 万円を見込んでおります。

分担金及び負担金は 1 億 3,896 万 8,000 円。主なものは、土地改良事業、ため池整備事業、林業用施設整備事業、治山事業などの関係経費分担金や児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金や外出支援サービス利用負担金、にしはりま環境事務組合負担金などでございます。

使用料及び手数料は 2 億 8,641 万 1,000 円。主な使用料は、福祉施設の使用料、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、定住促進住宅使用料や町民プール使用料などでございます。手数料関係では、戸籍手数料、ごみ処理手数料やし尿処理手数料などでございます。

国庫支出金は4億4,009万9,000円。子ども手当、障害者支援費などの国庫負担金。また、国庫補助金では、市町村合併推進体制整備費補助金、障害者地域生活支援事業補助金、次世代育成支援対策事業補助金や社会資本整備総合交付金などが主なものでございます。

県支出金は6億9,974万6,000円で、県負担金関係では、子ども手当負担金、国保軽減保険税負担金、後期高齢者医療軽減保険料負担金や障害者支援費負担金などでございます。県補助金関係は、総務費で、緊急雇用創出補助事業補助金。民生費では、医療費関係の補助金、高年クラブ関係の補助金、被災者支援関係補助金など。農林水産業費関係では、中山間地域等直接支払推進事業補助金、ため池等整備事業補助金、緊急防災林整備事業補助金、シカ捕獲関係の補助金や治山事業費補助金などが主なもので、県委託金関係では、県税徴収事務委託金、県営地籍調査事業費委託金、河川整備委託金などが主なものであります。

財産収入は1億691万2,000円で、財産貸付収入では、旧特別養護老人ホーム用地などの貸し付け、高度情報通信網の光ケーブルの賃貸料、また、利子及び配当金は、基金から生じます利子分を計上いたしております。

寄附金は600万2,000円で、消防施設費寄附金とふるさと応援寄附金が主なものでございます。

繰入金は2億7,612万4,000円で、財政調整基金1億6,100万円の繰り入れ、減債基金は5,759万6,000円を、ふるさと応援基金は230万円、災害遺児等修学・生活支援基金は136万円、災害復興基金は4,963万5,000円を繰り入れるものであります。

繰越金は、1,000円の名目予算であります。

諸収入は1億8,500万1,000円で、延滞金加算金及び過料が300万円、町預金利子150万円。受託事業収入は、他市町から町内保育園へ受け入れに係る民生費受託事業収入が401万9,000円。貸付金元利収入は、住宅新築資金等貸付金などの貸付金元利収入160万8,000円、町商工会事業資金貸付金元利収入が3,000万円を、雑入は1億4,487万4,000円を計上いたしております。

町債総額は19億9,925万9,000円で、総務債は6億4,775万9,000円を計上。民生債は3,050万円で、合併特例債による南光地域福祉センター改修の介護予防拠点施設整備事業債を計上。農林水産業債は4,080万円で、合併特例事業債による、団体営ため池等整備事業、豊福基盤整備事業等の農業生産基盤整備事業債を計上。土木債は3億8,640万円で、道路新設改良事業債3億7,580万円は、過疎対策事業債で須安線道路改良工事を。合併特例事業債では、大畑線道路改良や如来田高山線道路改良など6路線分。一般公共事業債1,060万円は、口金近地区や西下野地区など7地区の急傾斜地崩壊対策事業を計上いたしました。消防債は8億9,380万円で、消防分団車両整備を過疎対策事業債1,080万円と施設整備事業債1,080万円で、防災行政無線デジタル化整備を施設整備事業債2億9,170万円と防災行政無線整備事業債5億8,050万円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものについてのご説明を申し上げます。

議会費は1億4,347万9,000円を計上いたしております。議員報酬及び職員給料等に係る経費が主なものでございます。

総務費は13億4,818万8,000円で、一般管理費では、災害で犠牲になられた方々に哀悼の意を捧げるため追悼式祭壇等使用料73万5,000円、東日本大震災支援として宮城県山元町へ職員を1年間派遣する旅費250万円を計上。財産管理費では、撫倉集会所建築工事や緊急対応工事費で2,992万円を計上。企画費では、長谷申山盛土場の土地利用計画策定調査費及び庁舎建設の調査費として600万円、コミュニティバス運行業務委託料を船越線とテクノ線の2路線分として916万4,000円、コミュニティバス購入費用として363万3,000円、地方バス対策補助金670万円、災害時にボランティアバスを運行する費用とし

て被災地支援活動負担金 100 万円、播磨高原広域事務組合負担金 5,154 万 2,000 円などを計上いたしております。まちづくり推進費では、地域づくりセンター長やまちづくり活動推進員の報酬、地域づくり協議会の活動助成金や自治会まちづくり活動助成金等、全体で 3,066 万 4,000 円を計上いたしております。地域づくり推進費では、まちづくり協議会の委員報酬等運営にかかる経費 117 万円を計上いたしております。電子計算費では、新たに住民情報等バックアップデータ保管サービス料として 75 万 6,000 円、業務用パソコン一斉更新としてパソコンの購入費 3,459 万 4,000 円などを計上いたしております。情報通信施設費では、さようチャンネルで行っている自主放送をハイビジョン化し、災害時等のデータ放送に対応する委託料として 1,155 万円を計上。自治振興費では、自治会集会施設整備事業に 920 万円、コミュニティ広場設置事業 230 万円など 5,956 万 7,000 円を計上いたしております。防犯対策費では、防犯灯の新設と器具の LED 化など、3,138 万 9,000 円を計上。姫新線利用促進費では、利用促進を推進するため、園児・小中学生、高年大学等の社会学習に姫新線を利用するよう、今年に引き続いて予算措置を行っております。

徴税費関係では、徴税総務費で登記情報提供サービス利用料 75 万 3,000 円、電子自治体推進協議会電子申告部会負担金 80 万 9,000 円を、賦課徴収費では、納期前納付報奨金を経過措置分として 2 分の 1 の 582 万円を計上いたしております。

統計調査費では、経済センサス費など統計関係経費を計上いたしております。

次に民生費は、28 億 5,604 万 5,000 円で、社会福祉総務費では、介護雇用プログラム事業委託料、社会福祉協議会助成金など各種団体助成金や国民健康保険、介護保険特別会計への繰出金など 6 億 5,647 万 5,000 円を計上いたしております。高齢者福祉費では、外出支援サービス事業経費、老人医療費、老人保護措置費や敬老事業関係経費など 2 億 1,940 万 7,000 円を計上いたしております。後期高齢者医療費では、3 億 9,189 万 8,000 円を計上しております。障害者福祉費では、重度障害者(児)医療費、障害福祉サービス費関係経費として 5 億 262 万 3,000 円を計上。南光地域福祉センター運営費では、施設改修経費を含め 4,873 万 4,000 円を計上いたしております。

児童福祉費、児童福祉総務費では、拡充した乳幼児等医療費など 9,695 万 8,000 円を計上いたしております。児童措置費では、子ども手当など 2 億 7,960 万 1,000 円を計上いたしております。保育園費は、12 園にかかる運営経費 5 億 3,671 万 2,000 円を計上。子育て支援センター運営費は、育児相談や子育ての仲間作り、ファミリーサポートセンターとしての機能や母子保健業務などを実施する子育てセンターの運営経費 1,912 万 5,000 円を計上いたしております。

災害救助費では、災害被災者の方々の支援に関する経費として、高齢者住宅再建支援金 500 万円、住宅災害復興融資利子補給金 490 万 3,000 円など 1,675 万 3,000 円を計上いたしております。

次に、衛生費は 14 億 810 万 3,000 円で、保健衛生総務費では、救急医療等確保対策助成金、病院群輪番制運営事業補助金、簡易水道事業等特別会計繰出金などの経費 4 億 6,542 万 1,000 円を計上いたしております。予防費では、子宮頸がんワクチン等の予防接種事業、がん検診委託料など、7,218 万 2,000 円を計上しております。母子衛生費では、妊婦健康診査委託料 784 万円及び補助金 166 万 6,000 円、不妊治療支援補助金などの経費 1,686 万 2,000 円を計上しております。環境衛生費では、資源回収ステーションのコンテナ等の消耗品費 1,898 万 9,000 円、住宅用太陽光発電システム設置補助金 560 万円、生活排水処理事業特別会計繰出金 3 億 1,509 万円などを計上いたしております。

清掃総務費では、にしはりま環境事務組合負担金 1 億 3,908 万円、資源回収ステーション設置補助金 4,500 万円が主なものであります。塵芥処理費では、収集車両購入費 1,470 万円など 8,997 万円を計上いたしております。し尿処理費は、施設維持管理の光熱水費、

修繕料、施設管理委託料などの経費を計上いたしております。下水道費は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金などが主なものであります。

次に、農林水産業費は8億8,709万7,000円で、農業振興費では、土づくりセンターの備品費として備品購入費1,081万5,000円と運営費補助金590万5,000円、指定管理委託料780万円、農作物特産定着化対策補助金1,454万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金3,524万4,000円、野生動物防護柵設置費補助金2,800万円、新規就農総合支援事業費補助金750万円などの経費1億3,801万5,000円を計上いたしております。地域農政対策事業費では、農業の担い手確保補助金など2,298万3,000円を計上。農地費では、桑野・豊福基盤整備促進事業、町単土地改良事業、土地改良維持管理適正化事業などの工事費2,964万円、県営ため池事業負担金420万円、農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金1,289万5,000円など6,822万6,000円を計上いたしております。地籍調査事業費は、奥金近地区など11地区、5.34平方キロの地籍調査関係の経費1億9,191万5,000円を計上いたしております。農産物処理加工施設運営費は、上月地域特産物直売所・南光ひまわり館・味わいの里三日月の指定管理委託料など、1,187万5,000円を計上いたしております。

林業費、林業総務費では、下三河ほか11地区の町行造林地の間伐7.0ヘクタール、枝打3.2ヘクタール、機能増進4.8ヘクタール、下刈11.9ヘクタールなどの委託料600万円や有害鳥獣駆除活動補助金789万円などを計上。林業振興費では、林道・作業道の路網整備事業に1,300万円を、町単独間伐事業補助金2,450万円や、県民緑税事業として緊急防災林整備事業補助金840万円などの経費を計上いたしております。治山事業費は、災害関連事業でございまして、田和・奥長谷など10地区と荒廃溪流整備事業20地区の治山事業経費5,635万円を計上いたしております。

次に、商工費は1億8,183万3,000円で、商工業振興費では、中小企業の災害復旧を支援するため、災害対策融資利子補給金540万円、災害対策運転資金融資利子補給金500万円、商工会館改修補助を含めた商工会助成金5,672万円を計上いたしております。観光費では、笹ヶ丘公園活性化計画作成経費、道の駅施設管理委託料、町観光協会補助金や特別会計への繰出金などを計上いたしております。商店街活性化・強化活動支援事業費では、後継者育成支援事業に対する助成金が主なものでございます。

次に、土木費は14億9,192万円で、土木総務費では、公共事業5箇所、及び県単独事業2箇所に係る急傾斜地崩壊対策事業などの負担金を計上いたしております。

道路橋梁総務費では、道路台帳整備委託料540万8,000円を計上。道路維持費では、自治会要望・課題等、通行の安全・安心確保のため道路維持修繕関係の工事費で8,290万円を、道路緑地帯等管理委託料や除雪・凍結防止剤等の散布作業等の委託料715万3,000円などを計上いたしております。道路新設改良費では、合併特例事業、町道如来田高山線ほか6路線、過疎対策事業、須安線、円応寺高田線ほか道路改良、生活道路舗装に係る工事請負費や測量・登記委託料、用地購入費、物件移転等補償費などの経費、2億5,022万1,000円を計上いたしております。交通安全施設整備費では、道路通行の安全性を高めるための、施設整備として工事請負費940万円を計上。橋梁維持費では、橋梁長寿命化修繕事業の詳細設計委託料と工事費として1,600万円を計上いたしております。橋梁新設改良費では、如来田東橋、小赤松橋、三角畑上橋の架け替え工事に係る関係経費、1億9,416万9,000円を計上いたしております。

河川総務費では、災害関連河川維持修繕工事費や河川清掃工事費などの経費3,323万円を計上いたしております。

下水道費、上水道費、及び公共下水道費は、播磨高原広域事務組合等への繰出金でございます。

住宅管理費は、町営住宅の管理運営経費 3,386 万 6,000 円を計上。定住促進住宅管理費では、佐用町営定住促進住宅、五反田住宅の管理運営経費 732 万 7,000 円を計上いたしております。

次に、消防費は 15 億 241 万円で、常備消防費では、3 市 2 町で設置する西播磨地域消防広域化協議会の負担金 280 万円や広域消防救急無線デジタル化事業負担金 741 万 3,000 円、消防本部の通常の管理運営経費のほか、空気ボンベ、車載用 A E D、指令台無停電装置などの購入費 446 万 2,000 円など 4 億 1,958 万円を計上いたしております。非常備消防費では、団長以下の団員報酬及び退職消防団員報償金、消防団運営、消防団再編に伴う小型動力ポンプ付積載車購入、河川改修に伴う佐用第 1 機動分団・第 1 分団ポンプ庫移転改築経費などを計上いたしております。災害対策費では、災害復興計画フォローアップ委員会の開催経費など災害復興計画の推進のほか、防災行政無線デジタル整備事業に係る設計管理委託料と工事請負金、各支所にフェニックス防災システム端末の設置、テレビなど避難所備品の充実、自治会・小中学校の行う防災訓練等への補助金など 8 億 9,229 万 6,000 円を計上いたしております。

次に、教育費においては、9 億 846 万 3,000 円で、事務局費では、災害関連予算として、台風第 9 号災害遺児等修学・生活支援金を計上しております。また、22 年度に策定をいたしました佐用町教育振興基本計画、夢ある教育 きらめきプラン 佐用の明日を担う ところ豊かな人づくりを基本理念として、義務教育等の振興を図り、学校・保育園規模適正化計画の推進を図り、総合的な教育施策体系の確立に資するそれら関係経費を含め 1 億 8,237 万 1,000 円を計上いたしております。国際理解教育推進事業費は、外国語教育のための A L T などにかかる経費を計上しております。特別支援教育推進費は、多動性障害等により行動面で著しく不安定な児童やその児童が在籍する学級への支援を行うためのスクールアシスタントを配置する経費など 910 万 6,000 円を計上。

小学校費、学校管理費では、10 小学校にかかる管理、運営経費や修繕工事費など 1 億 6,083 万円を計上。教育振興費では、教材用備品、図書を購入経費や自然学校推進事業、就学援助費などの経費を計上いたしております。

次に、中学校費、学校管理費では、4 中学校にかかる管理、運営経費や学校施設の修繕工事費など 5,917 万 4,000 円を計上いたしております。教育振興費では、教材用備品、図書、クラブ活動関係備品購入経費、トライやるウィーク推進事業や就学援助費などの経費を計上いたしております。通学対策費では、スクールバス運行委託料 906 万円、通学助成の自転車購入補助など従前からの経費を含めて 1,452 万 5,000 円を計上いたしております。

社会教育総務費では、文化協会、子ども歌舞伎育成会、手作り文化スタッフ助成金など、地域で取組まれております活動助成金、負担金などを計上しております。生涯学習振興費では、放課後子ども教室事業経費や人権啓発事業、各種講座など生涯にわたる学習関係経費を計上しております。図書館費は、図書の購入経費や管理運営などの経費を計上しております。昆虫館運営費は、N P O 法人こどもとむしの会への指定管理運営委託料や、修繕費など 224 万 1,000 円を計上しております。青少年育成センター運営費は、青少年の健全育成、非行防止、教育相談などの業務を行うために、21 年度から設置している青少年育成センターの運営経費を計上いたしました。

保健体育総務費では、体育協会補助金、マラソン大会等にかかる経費を計上しております。スポーツ公園運営費、体育館運営費、町民プール運営費は、社会体育施設等に係る管理運営経費を計上しております。

次に災害復旧費は、380 万円で、平成 21 年台風第 9 号災害関連の農林水産施設災害復旧予算でございます。

次に、公債費は、元利償還関係経費で 21 億 4,148 万 9,000 円を計上。

諸支出金は、公営企業費で出資金、繰出金 2,877 万 1,000 円を。

基金費では、各基金から生じます利子分の積み立てを主に計上いたしております。

予備費は、1,000 万円でございます。

6 ページから 7 ページにかかけましては、第 2 表、債務負担行為で、防災行政無線整備事業、住宅災害復興融資利子補給、災害対策運転資金融資利子補給の期間、限度額を設定しております。

第 3 表、地方債では、19 億 9,925 万 9,000 円の起債につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率等を記載をいたしております。

一時借入金は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額を、30 億円と定めております。

歳出予算の流用は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものと定めております。

以上で、一般会計予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、各特別会計についてのご説明を申し上げます。

それでは、特別会計、最初に、議案第 55 号、国民健康保険特別会計予算についての説明を申し上げます。

平成 24 年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23 億 3,885 万 4,000 円で、前年度対比約 3.0 パーセント、金額で 6,729 万 7,000 円の増額となっております。

歳入より説明をいたします。

国民健康保険税の主なものは、一般被保険者分では、医療給付費分、後期高齢者支援分及び介護納付費分の現年度分と滞納分併せて 3 億 4,877 万 8,000 円で、前年度対比約 10 パーセントの増でございます。退職被保険者分は、同じく合計で 5,034 万 9,000 円で、22.8 パーセントの増を見込んでおります。

国庫支出金の主なものは、療養給付費等負担金で、3 億 4,206 万 1,000 円で、説明欄の記載のとおり、療養給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分などに分けられております。

高額医療費共同事業負担金では、1,552 万 8,000 円を計上。特定健康診査等負担金では、基本健診、医師の指示健診、個別健診、保健指導に対する補助で、253 万 1,000 円でございます。

財政調整交付金で 1 億 2,393 万円は、療養諸費、高額療養費、移送費の一般被保険者分、後期高齢者支援金、及び介護給付費納付金等に対する調整交付金でございます。

療養給付費等交付金 1 億 1,046 万 6,000 円は、療養諸費、高額療養費、移送費の退職被保険者分でございます。

前期高齢者交付金は、7 億 4,409 万 1,000 円でございます。

県支出金の高額医療費共同事業負担金は 1,552 万 8,000 円、特定健康診査等負担金は、国庫支出金の同額の 253 万 1,000 円となります。

県財政調整交付金は、1 億 1,143 万 7,000 円でございます。

共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金は、6,211 万 3,000 円、保険財政共同安定化事業交付金 2 億 4,839 万 7,000 円は、同額を拠出金として支出するものであります。

繰入金の一般会計繰入金は、ル・ルに基づき一般会計から繰り入れを受けるもので、内容は説明欄に記載のとおり、合計で 1 億 5,547 万 7,000 円で、前年対比 1,779 万円の減額でございます。

続いて、歳出についての説明を申し上げます。職員にかかる人件費関係につきましては省略をさせていただきます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費では 13 億 3,000 万円。退職被保険者等療養給付

費は1億円。一般被保険者療養費は900万円。退職被保険者等療養費は90万円でございます。高額療養費では、一般被保険者高額療養費で1億5,500万円。退職被保険者等高額療養費で1,000万円を計上いたしております。出産育児一時金は、15件を見込み630万4,000円を計上いたしております。葬祭費は、50件分250万円を計上いたしております。

後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度への支援金で、2億4,345万4,000円を見込んでおります。

介護納付金は、1億408万7,000円でございます。

共同事業拠出金では、高額医療費拠出金で6,211万3,000円、歳入で説明しましたように、保険財政共同安定化事業拠出金2億4,839万7,000円は、歳入と同額の計上となっております。

保健事業費は、特定健診、特定保健指導に係る経費で、賃金では、検診当日及び結果説明会の看護師、管理栄養士の雇い上げ分、保健指導の管理栄養士の雇い上げ賃金を計上。報償費としては、講師謝金。需用費では、検尿用消耗品、指導ファイル、万歩計、テキスト等を計上し、委託料は、特定健診に係るもので、1,500人の受診を見込んでおり、合わせて1,027万3,000円を計上いたしております。保健衛生普及費で、240万9,000円を計上、諸支出金では、132万4,000円を見込み、予備費は、前年度同様に1,000万円を計上いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第56号、平成24年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

平成24年度の歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ2億8,805万9,000円で、前年度対比2,770万5,000円、10.6パーセントの増額であります。

歳入より説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料で1億4,584万6,000円、普通徴収保険料で3,450万円、滞納繰越分を合わせて1億8,034万6,000円で前年度比10.0パーセント、1,634万6,000円の増額を見込んでおります。県広域連合支出金は、75歳以上の特定健診にかかる補助金130万円を見込み、一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金、県広域連合分賦金、職員給与等繰入金、その他一般会計繰入金と合わせて1億189万8,000円を見込んでおります。前年度繰越金は、400万円を見込み、諸収入では、保険料還付金50万円を見込んでおります。

次に歳出であります。総務費では、人件費と事務費で1,098万8,000円を計上。保健事業費では、健康診査費に191万1,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合納付金で、納付金現年分と過年度分、合わせて2億7,454万9,000円で前年度比11.1パーセント、2,744万7,000円の増額を見込んでおります。諸支出金は50万1,000円を計上いたしております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の24年度当初予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第57号、平成24年度佐用町介護保険特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億6,139万8,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ865万6,000円と定めております。

本予算の、まず、事業勘定の歳入から説明をさせていただきます。

主なものは、第1号被保険者保険料が3億6,793万4,000円、国庫支出金は5億96万7,000円、支払基金交付金は5億4,821万4,000円、県支出金は3億563万8,000円とな

っております。繰入金は、一般会計繰入金が3億2,212万9,000円、介護給付費準備基金繰入金が1,000円で、合計3億2,213万円となっております。諸収入の主なものといたしましては、ハイムゾンネからの返納金1,647万6,000円を計上いたしました。

続いて、歳出をご説明いたします。

主なものは総務費では、主治医意見書等手数料626万4,000円、介護認定審査会委員報酬300万円、介護支援システムソフト保守点検委託料177万7,000円、地域包括支援センターシステム保守管理料75万6,000円等を計上し、総務費合計で9,473万5,000円となっております。各種の給付事業の保険給付費の合計額は、19億248万5,000円となっており、地域支援事業費の合計額は1,804万2,000円、予備費は300万円を計上いたしました。

続いて、サービス事業勘定についてであります。歳入では、サービス収入で居宅支援サービス計画費収入として、865万6,000円を計上し、歳出では、サービス事業費で介護予防支援委託料として642万4,000円を計上し、一般会計への繰出金を223万2,000円といたしております。

以上で、平成24年度の佐用町介護保険特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第58号、平成24年度佐用町朝霧園特別会計予算についての提案の説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,714万7,000円とし、前年度対比で97万円の減額となっております。第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

第2条の、一時借入金の借入の最高額は、100万円と定めております。

本予算の、まず歳入についてであります。定員50名の施設入所者にかかる事業収入を1億1,361万2,000円とし、一般会計よりの繰入金を1,244万8,000円といたしております。また、諸収入では、短期宿泊事業の受託事業収入など108万6,000円を計上いたしました。

続いて、歳出であります。民生費のうち、一般管理費では、施設運営のための人件費及び施設、民生費のうち、一般管理費では、失礼、ちょっと待ってください。一般管理費では、施設運営のための人件費及び、施設運営のための人件費及び、ちょっと待ってください。

〔山本君「議長、休憩しようや。町長らもゆっくり調べれるやん」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 暫時、休憩しましょうか。

〔町長「いえ、いえ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） よろしいか。ほな、もうちょっとで。

町長（庵造典章君） 失礼しました。

改めて、ご説明を申し上げます。

まず、歳出からでございます。民生費のうち、一般管理費では、施設運営のための人件費及び施設管理費など8,450万6,000円を、運営費では、入所者に関する食事材料費など4,260万1,000円を計上し、予備費4万円とで、合計1億2,714万7,000円といたしております。

以上で、平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 59 号、平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出の予算総額を 8 億 1,978 万 6,000 円とし、前年度対比 14.8 パーセントの減少であります。

まず、歳入よりご説明いたします。

分担金及び負担金につきましては、新規加入 7 件、給水工事負担金 5 件を予定し、310 万円を計上いたしました。使用料及び手数料の、水道使用料は平成 23 年度の収納状況を勘案し、現年度分 3 億 4,092 万円を見込み、行政財産使用料 7,000 円、設計・検査手数料 18 万 2,000 円、開閉栓手数料等 20 万 1,000 円を計上いたしております。財産収入につきましては、財政調整基金預金利子 23 万 1,000 円を、土地建物貸付収入として広山水道管理住宅貸付収入 18 万円を計上いたしております。一般会計繰入金につきましては、建設改良費、元利償還金等の財源として 2 億 9,733 万 9,000 円を予定いたしております。諸収入では、雑入として河川改修に伴う水道管移設等の県補償費 9,870 万円を、町債は、簡易水道事業債 7,790 万円を計上、限度額として利率は 3 パーセント以内と定めております。

次に歳出であります。一般管理費の主なものは、審議会委員報酬、人件費及び経常経費であります。なお、公課費として消費税納付金 1,122 万 1,000 円を計上いたしております。

現場管理費につきましては、簡易水道施設の維持管理運転経費を計上いたしました。需用費では、浄水場等の光熱水費、修繕料、医薬材料費及び電気計装設備・送配水管等の修繕費として 6,982 万円を計上。役務費においては、浄水施設等の電話回線使用料 275 万 9,000 円。委託料は、電気保安業務委託料として 83 万 4,000 円。施設清掃管理委託料 218 万 1,000 円。メーター検針委託料 5,495 件の 462 万円。薬品注入機器、中央監視システム保守点検等管理委託料 621 万 4,000 円。水質検査委託料は、臨時分 43 万 8,000 円。電気計装設備管理委託料 339 万 8,000 円及びメーター交換委託料 540 個分として 142 万 2,000 円を計上いたしております。また、より高度化した安心・安全な水を供給するため、24 年度より水道施設管理運転の一部民間委託を試行するため、運転委託料として 4,627 万 1,000 円を計上させていただいております。工事請負費は、浄水設備整備工事、浄水場ろ過膜洗浄工事、薬注装置の更新、沈殿池、取水井の清掃等 3,316 万 3,000 円を計上。原材料費では、水道資材及びメーター等の購入費として 299 万円を計上いたしました。

建設改良費において、委託料として、河川改修に伴う配水管移設設計費 940 万円、工事請負費では、同じく河川改修に伴う配水管移設工事費、消火栓設置工事、給水工事等で 2 億 1,110 万円を計上いたしております。

簡易水道施設災害復旧費においては、平成 23 年度で完了をいたしました。

公債費では、簡易水道事業債等の償還元金 2 億 8,762 万円、償還利子 7,210 万 5,000 円でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 町長、引き続きよろしいか。暫時休憩してもいいです。

町長（庵逄典章君） ちょっと、皆さんも休憩（聴取不能）。

議長（矢内作夫君） 暫時休憩しましょか。

町長（庵逄典章君） はい。

議長（矢内作夫君） 3時からということで、お願いします。

午後02時48分 休憩

午後03時00分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を続行いたします。  
町長、引き続きお願いします。

町長（庵道典章君） どうも、休憩をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、引き続き、提案説明をさせていただきますけれども、後まだ、30分ほどかかりそうですけれども、よろしくお願いします。

それでは、まず、議案第60号から、平成24年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を10億3,550万4,000円と定めております。

まず、歳入においては、分担金及び負担金で5件の加入を見込み157万7,000円、使用料及び手数料は、施設使用料の現年度分は1億9,860万円、行政財産使用料は6万8,000円、指定工事店手数料として6万円で、総計では、1億9,947万8,000円となります。国庫支出金は、施設統合計画業務補助金として950万円。一般会計繰入金は、6億4,644万4,000円。諸収入は河川改修に伴う管渠移設の県補償費等、1億6,900万4,000円。町債は、公共下水道事業債として950万円を計上。限度額とし、利率は3パーセント以内とさせていただきます。

歳出では、公共下水道事業費の総額は4億4,427万5,000円で、その内訳の主なものは、一般管理費が人件費及び関係団体の負担金等の経常経費、公課費は、消費税の納付金1,892万5,000円であります。現場管理費は、5箇所の処理場、約120箇所のマンホールポンプ場及び雨水ポンプ場並びに下水道管路の維持管理に要する経費で、需用費4,246万2,000円は、各施設の電気料3,180万円、水道料40万7,000円、医薬材料費605万5,000円、修繕料412万4,000円で機器修繕及びマンホールの修繕費を、役務費は、570万2,000円で警報通報システムの電話料などの経費を計上いたしております。委託料8,350万7,000円は、浄化センターの管理委託料、汚泥処理委託料、不明水の調査委託、機器の点検整備委託料等で、工事請負費、1,424万5,000円は、管路の舗装補修工事、各施設の機械電気設備の補修工事等の経費であります。事業費の建設改良費で主なものは、委託料で、河川改修事業に伴う管路移設や久崎処理場進入路等の実施設計、また、処理場統合計画業務委託料2,900万円を計上いたしております。工事請負費、1億7,943万円は、新規加入者の公共マス設置工事、管渠の補修工事等と河川改修工事に伴う水管橋等の仮設及び本設の工事経費でございます。公債費総額は、5億9,072万9,000円で、元金及び利子の償還、緊急時対応として予備費では、50万円を計上いたしております。

以上で、平成24年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第61号、平成24年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出の予算総額を5億1,277万3,000円と定めております。

まず、歳入においては、分担金及び負担金で2件の加入を見込み85万円、使用料及び手数料は、現年度分浄化槽使用料6,120万円、農業集落排水施設使用料5,700万円等で、1億1,860万1,000円を計上しております。一般会計繰入金は、3億1,509万円、諸収入

は、事務手数料と河川改修に伴う浄化槽及び管渠移設の県補償費、7,823万1,000円を見込んでおります。

歳出においては、生活排水処理事業費の総額が、2億7,853万8,000円、浄化槽管理費の主なものは、プロワー交換、漏水修理等の修繕料、823万1,000円。浄化槽1,830基の保守管理点検、水質検査の委託料、1億153万3,000円。公課費として消費税676万5,000円を見込んでおります。

浄化槽事業費では工事請負費で、河川改修に伴う浄化槽移設工事、500万円を計上しております。

農業集落排水施設管理費の一般管理費は、人件費及び関係機関負担金等経常経費を、現場管理費は、6,020万5,000円で、主なものは需用費で処理場等の電気料1,320万円、ポンプ・プロワー等の修繕料315万円、医薬材料費101万9,000円。委託料では、浄化センター管理委託、汚泥処理委託、機器点検整備等で3,176万4,000円。工事請負費は、875万3,000円で、汚水管路の舗装補修、新規加入者のます設置費、マンホールポンプ等補修工事費でございます。農業集落排水施設事業費は、7,250万円で、小赤松、長谷橋、宮橋等、河川改修事業に伴う水管移設として工事請負費として計上いたしております。

災害復旧費については、平成23年度で完了いたしております。

公債費は、合併処理浄化槽及び農業集落排水事業の償還元金、利子の償還で2億3,373万5,000円、緊急時の対応として予備費で50万円を計上いたしております。

以上で、平成24年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第62号、平成24年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算の提案の説明をさせていただきます。

西はりま天文台公園の運営につきましては、兵庫県はもとより佐用町におきましても、議会をはじめ、町民各位の深いご理解とご支援の賜物と、厚くお礼申し上げます。

兵庫県の財政状況も一層厳しさを増しているなかで、引き続きのご支援をよろしくお願いをいたします。

まず、説明に入る前に、お断りを申し上げますが、平成24年度から兵庫県立大学の所管となることが決定しております。兵庫県からの指定管理から、兵庫県立大学からの管理委託に変わります。従いまして、管理委託金として歳入に計上しております県支出金の名目も変更になると思われませんが、県から、この話がございましたのは、予算案編成後の年明けであったこと、また、詳細がまだ決まっていないことから、当初予算での提案は、県支出金のままで提案をさせていただきます。今後具体的に決まりましたら、その変更等を議会に提案をさせていただきますので、その点、よろしくお断りを申し上げます。

さて、平成24年度の予算編成であります。県から指定管理料を中心に、一般会計からの繰入金と、野外活動センター使用料、家族用ロッジ使用料等を主な財源として編成をいたしております。

平成24年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,147万8,000円といたしております。

まず歳入でございますが、使用料の1,601万2,000円は、町立野外活動センター及び県施設家族用ロッジの使用料収入でございます。県支出金の1億4,596万3,000円は、公園の管理運営に要する人件費、運営費に充てる県からの指定管理料でございます。繰入金の1,643万2,000円は、ほとんどが町費支弁職員2名の人件費に充てる一般会計からの繰入金でございます。雑入の294万7,000円は、シーツ使用料194万9,000円をはじめとする水道、電気等の使用料徴収金でございます。

次に、歳出についてであります。社会教育費の1億8,105万4,000円は、公園の管理

運営に要する費用でございます。その内訳といたしまして、社会教育総務費の1億573万8,000円は人件費でございます。グループロジック運営費815万円は、町施設の野外活動センターの管理運営に伴う費用であります。天文台公園運営費の6,716万6,000円は野外活動センターを除く公園の管理運営のための費用でございます。その他、基金費として12万4,000円、予備費30万円を計上いたしております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第63号、平成24年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,993万1,000円といたしております。

まず、歳入の主なものは、使用料9,664万円、受託事業受入金24万円、一般会計からの繰入金2,297万1,000円といたしております。

歳出の主なものは、笹ヶ丘荘及び交流会館の管理運営に係る費用1億1,993万1,000円といたしております。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計の予算の概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第64号、平成24年度佐用町歯科保健特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,681万6,000円と定めております。

まず歳入よりご説明いたします。主なものは、診療報酬1,918万3,000円、一般会計繰入金543万8,000円、歯ブラシ売上料等の諸収入は219万3,000円としております。

続いて、歳出であります。主なものは総務費では、歯科医師報酬744万円のほか、歯科衛生士等の人件費等で合計2,341万円。医業費では、医薬材料費、歯科技工委託料等で合計340万6,000円といたしております。

以上で、平成24年度佐用町歯科保健特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第65号、平成24年度佐用町宅地造成事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。この予算は、さよひめ団地1区画、広山団地2区画及び長尾団地2区画の分譲及び公債費の償還にかかるものが主な内容でありまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,973万4,000円といたしております。

まず、歳入の主なものは、財産売払収入2,945万2,000円、財産運用収入5万9,000円、基金繰入金22万1,000円といたしております。

歳出につきましては、基金費2,789万3,000円、公債費22万1,000円、予備費120万円といたしております。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計の予算の概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第66号、平成24年度佐用町農業共済事業特別会計予算案についてご説明を申し上げます。

平成24年度の収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出とも9,838万8,000円を計上させていただいており、対前年度比2.3パーセントの減でございます。

主な内容は、共済事業予定量、農作物共済の水稲については、引受戸数1,585戸、引受面積7万3,060アールで、前年より引受戸数で225戸の減。麦については、引受戸数7戸、引受面積3,850アールで、前年より引受面積で150アールの減を見込んでおります。

家畜共済では、引受戸数28戸、頭数で2,800頭、前年より100頭の減。

畑作物共済では、引受戸数36戸、引受面積1万658アールで、前年より引受戸数で6戸の減、引受面積で780アールの増となっております。

園芸施設共済では、引受戸数27戸、63棟で、前年より引受戸数で1戸、2棟の減を見込んでおります。

損害防止事業として、前年度に引き続き獣害対策への補助、家畜の寄生虫駆除、繁殖障害予防等を予定いたしております。

収益的収入及び支出の農作物勘定は、745万円、家畜共済勘定は4,084万6,000円、畑作物共済勘定は625万3,000円、園芸施設共済勘定は80万2,000円、業務勘定は4,303万7,000円計上させていただいております。農作物は増額、家畜は減額、畑作物勘定は増額、園芸施設共済勘定は若干の減、業務勘定は減額となっております。

業務勘定収益の主なものといたしましては、一般会計からの補助金3,206万4,000円、共済事業加入者からの賦課金372万1,000円、県共済組合連合会から損害防止助成金147万7,000円を計上。

支出の主なものといたしましては、連合会への支払い賦課金188万6,000円、一般管理費3,549万2,000円、損害評価費253万1,000円、損害防止費288万3,000円を計上いたしております。

以上で佐用町農業共済事業特別会計の予算の提案の説明とさせていただきます。

続いて、議案第67号、平成24年度佐用町石井財産区特別会計予算につきましての説明を申し上げます。

石井財産区特別会計の予算総額は収入、支出それぞれ365万3,000円といたしております。

収入の主なものは、23年度からの繰越金365万2,000円、支出は風倒木処理の作業委託料50万円と作業道整備事業負担金8万4,000円、その他経常経費等を計上させていただいております。

以上で、佐用町石井財産区特別会計の予算の説明とさせていただきます。

それでは、最後に、議案第68号、平成24年度佐用町水道事業会計予算についての、ご説明を申し上げます。

まず、第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数1,831戸、年間総給水量58万8,456立米、一日平均給水量1,612立米、受託工事1箇所を予定しております。主要な建設改良事業は、河川改修関連事業に伴う水道管移設、水位計・ポンプ更新工事であります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入で、第1款、水道事業収益は、1億2,838万7,000円で、第1項、営業収益は、給水料金、消火栓使用料、手数料で1億1,007万4,000円を、第2項、営業外収益1,830万3,000円は、高料金対策繰入金等を見込んでおります。

支出の、第1款、水道事業費は2億5,909万5,000円で、第1項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、電気計装等保守点検、電気料等の経常経費、検針委託料、ポンプ等修繕費等で2億2,378万1,000円、第2項の営業外費用は、企業債借入金利息、特定収入分消費税費用化で3,474万3,000円であります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入で、第1款、資本的収入は、3億1,402万2,000円で、第1項、企業債は、河川改修に伴う関連工事等に6,840万円。第2項、他会計出資金。第3項、他会計負担金は、配水管工事及び消火栓工事にかかるもので一般会計から1,612万2,000円、第4項、工事負担金は、河川改修に伴う県補償費を2億2,950万円計上しております。

支出の、第1款、資本的支出額は、3億6,211万4,000円とし、第1項、建設改良費は、河川改修に伴う水管橋及び配水管路移設が主なものであり3億2,162万5,000円。第2項は企業債償還金で4,048万9,000円でございます。収入不足額4,809万2,000円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

第5条では、企業債の借り入れ限度額を6,840万円、利率を3パーセント以内と定めております。

第6条では、一時金の借り入れ限度額を2,000万円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の金額の流用できる金額を定め、第8条では、議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費及び報酬を定めております。

第9条では、他会計からの補助金を高料金対策費 1,518 万 7,000 円、基礎年金拠出金拠出額 46 万 2,000 円を、それぞれ定めております。

第10条では、たな卸資産購入限度額を 49 万 9,000 円といたしております

内容の詳細につきましては、4 ページからの佐用町水道事業会計の予算実施計画書、資金計画、収入及び支出見積基礎、それぞれ添付をいたしておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上で、水道事業会計の24年度の予算の説明とさせていただきます。

以上をもちまして、一般会計並びに、各特別会計の24年度予算の概要の説明をさせていただきます。

それぞれ、十分ご審議いただきまして、よろしくお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） ご苦労様でした。

以上で、議案第54号ないし議案第68号の提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております議案第54号ないし議案第68号につきましては、平成24年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算であります。

この件に関しましては、日程第74で、全員による予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって議案第54号ないし議案第68号につきましては、予算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第71・諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第71に入ります。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現在人権擁護委員としてご活躍をいただいております、佐用町力万337番地、今本誠示氏は、5期15年間活動をしていただきましたが、本年6月30日をもって任期満了となるため、その後任として佐用町宇根1103番地、木村佳都男氏に人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、中立・公正な人となっており、木村氏は、平成23年3月まで佐用町役場に勤務されており、長きにわたる行政経験を生かした人権相談ができることから、このたび法務大臣に推薦を

しようとするものでございます。

ご同意いただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

諮問第1号につきましては、本日即決といたします。

ここで、資料配付のため、暫く休憩をいたします。

午後03時28分 休憩

午後03時29分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

お諮りをいたします。諮問第1号につきましては、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申をしたいというふうに思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申をすることと決定をいたしました。

---

#### 日程第72．同意第2号 石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第72、同意第2号、石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました同意第2号、石井財産区管理委員の選任につき同意を求め件につきまして提案のご説明を申し上げます。

地方自治法第296条の2により石井財産区管理委員会を設置しており、その任期が5月26日をもって4年が満了となります。今定例会において、石井財産区管理条例第3条に基づき、新たな管理委員7名の方の選任をいたしたく議会の同意を求めものでございます。

同意を求める方につきましては、お手元の資料の7名の方でございますので、ご同意賜りますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

同意第2号につきましても、本日即決といたします。

この際、お諮りをいたします。同意第2号については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

それでは採決を行います。

同意第2号、石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって本案は、原案のとおり同意されました。

---

日程第73. 請願第1号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願

議長（矢内作夫君） 続いて日程第73、請願第1号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願を議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。16番、鍋島裕文君。

〔16番 鍋島裕文君 登壇〕

16番（鍋島裕文君） 失礼します。

公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願として、私、鍋島、紹介議員として、提案させていただきます。

公的年金の物価スライドによる減額が、本年度6月から行われます。それに付随して、2000年からの3年間、特例水準として、この間、引き下げをしなかったということで、2.5パーセント分について、本年より3年かけて減額するというので、今、されようとしております。

しかし、年金者の実態というのは、国民年金で言えば、月額5万円が大半という状況の中で、非常に低い水準に置かれています。そういう中で、物価下がれば、物価スライドで引き下げるといっても、実態としては、物価が下がっているのは、パソコン、また、薄型テレビ、こういう関係が大半であって、肝心の生活光熱水費の関係というのは、そして、生鮮食料品関係というのは、実際として、引きあがっている。こういう現状を見る時に、年金生活者の暮らしを守る点からして、この物価スライド特例による引き下げは、断じて容認できない。このように考えるものであります。

本町における年金生活者の実態を見るならば、本議会としては、是非、国に対して、町民の生活実態を国に上げ、年金生活者の暮らしを守る、そういう意見書を上げる必要がある。このように、思います。この点から、この請願に対する皆さんの賛同を、こころよりお願いするものでございます。

以上であります。

議長（矢内作夫君） はい、請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、請願第1号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結をいたします。

ここで、委員会付託について、お諮りをいたします。

ただ今、議題といたしております請願第1号は、会議規則第87条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって請願第1号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願は、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第74．予算特別委員会の設置及び委員定数について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第74に入ります。

お手元に配付しておりますように、予算特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りをいたします。平成24年度佐用町一般会計及び14特別会計の予算審査のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定をされました。

---

#### 日程第75．予算特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第75に入ります。

予算特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

委員長及び副委員長の選任については、先の全員協議会において協議がされ、委員長及び副委員長が決定をされております。

予算特別委員会委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会予算特別委員会委員長、石黒永剛君。副委員長、松尾文雄君。以上の両君が予算特別委員会委員長及び副委員長に選任をされました。

---

#### 日程第76．委員会付託について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第76に入ります。日程第76は、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、暫時休憩をいたします。

午後03時37分 休憩

---

午後 0 3 時 3 8 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を続行します。  
お諮りをします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。  
お諮りをいたします。委員会等開催のため、明 3 月 3 日から 12 日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。  
それでは、次の本会議は、来る 3 月 13 日、午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知くださいますよう、お知らせをしておきます。  
それでは、本日はこれにて、散会をいたします。ご苦労様でした。

---

午後 0 3 時 3 9 分 散会